

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第97期) 至 平成29年3月31日

丸三証券株式会社

第97期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

丸三証券株式会社

目 次

	頁
第97期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	5
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
3 【事業等のリスク】	27
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	27
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	53
3 【配当政策】	54
4 【株価の推移】	54
5 【役員の状況】	55
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
7 【業務の状況】	69
第5 【経理の状況】	73
1 【連結財務諸表等】	74
2 【財務諸表等】	115
第6 【提出会社の株式事務の概要】	131
第7 【提出会社の参考情報】	132
1 【提出会社の親会社等の情報】	132
2 【その他の参考情報】	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	133

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月23日

【事業年度】 第97期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 祝 寿 彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麴町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山 崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麴町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山 崎 昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店
(神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店
(千葉県千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店
(埼玉県秩父市番場町10番4号)

名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店
(大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号)

川西支店
(兵庫県川西市中央町3番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月		平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
営業収益	(百万円)	17,667	23,175	20,255	18,177	15,697
純営業収益	(百万円)	17,567	23,085	20,147	18,075	15,571
経常利益	(百万円)	3,201	7,818	5,224	3,116	1,012
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,873	6,146	4,786	2,746	797
包括利益	(百万円)	5,502	6,156	6,738	1,575	1,045
純資産額	(百万円)	46,281	50,629	54,964	51,061	48,313
総資産額	(百万円)	84,178	90,431	100,066	83,960	89,324
1株当たり純資産額	(円)	698.29	762.00	828.50	767.60	725.49
1株当たり当期純利益金額	(円)	42.79	92.95	72.27	41.44	12.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	42.75	92.41	71.97	41.31	12.00
自己資本比率	(%)	54.79	55.80	54.82	60.69	53.95
自己資本利益率	(%)	6.56	12.73	9.05	5.19	1.61
株価収益率	(倍)	16.34	9.11	17.02	25.58	76.44
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,257	2,103	13,844	△1,034	6,298
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△67	779	185	△148	△84
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△919	△2,619	△2,907	△5,489	△3,822
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	18,669	18,948	30,091	23,369	25,753
従業員数 〔ほか平均臨時雇用人員〕	(名)	949 [91]	961 [92]	987 [103]	1,008 [107]	1,040 [105]

(注) 1 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{連結ベースの自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\{(\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})\} \div 2} \times 100(\%)$$

ただし、第95期の自己資本利益率は、以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\{(\text{当期首純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})\} \div 2} \times 100(\%)$$

2 営業収益には消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	17,667 (16,129)	23,175 (21,220)	20,254 (18,931)	18,174 (17,138)	15,697 (15,035)
純営業収益 (百万円)	17,561	23,079	20,140	18,066	15,564
経常利益 (百万円)	3,141	7,768	5,173	3,062	975
当期純利益 (百万円)	2,840	6,115	4,726	2,682	761
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	69,398	67,398	67,398	67,398	67,398
純資産額 (百万円)	45,249	48,771	53,176	49,537	46,901
総資産額 (百万円)	83,694	89,926	99,541	83,492	88,563
1株当たり純資産額 (円)	682.66	733.95	801.49	744.64	704.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	13.50 (2.50)	55.00 (30.00)	85.00 (15.00)	70.00 (15.00)	50.00 (3.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.31	92.49	71.37	40.47	11.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	42.27	91.96	71.08	40.34	11.46
自己資本比率 (%)	53.87	54.04	53.31	59.20	52.82
自己資本利益率 (%)	6.64	13.06	9.26	5.23	1.58
株価収益率 (倍)	16.52	9.16	17.23	26.19	80.01
配当性向 (%)	31.91	59.47	119.09	172.98	435.78
自己資本配当率 (%)	1.99	7.49	10.61	9.40	7.10
自己資本規制比率 (%)	686.5	701.9	708.1	710.0	682.6
従業員数 〔ほか平均臨時雇用人員〕 (名)	947 [90]	959 [90]	985 [101]	1,006 [106]	1,038 [104]

(注) 1 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\{(\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})\} \div 2} \times 100(\%)$$

ただし、第95期の自己資本利益率は、以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\{(\text{当期首純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})\} \div 2} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}} \times 100(\%)$$

自己資本規制比率は金融商品取引法に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

2 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3 第95期の1株当たり配当額85円、第96期の1株当たり配当額70円及び第97期の1株当たり配当額50円には、それぞれ特別配当40円を含んでおります。

2 【沿革】

明治42年12月、川北商店川北徳三郎、金万商店難波礼吉及び山大商店高井治兵衛の三者が各1万円を出資し、出資金3万円をもって丸三商店を設立。翌明治43年1月、多田岩吉が丸三商店の代表者となり、丸三多田岩吉商店として営業を開始いたしました。

その後大正10年2月には、丸三吉田政四郎商店に、大正14年8月には、丸三長尾秀一商店と改称しておりますが、昭和19年3月入サ証券株式会社(昭和8年6月15日設立、資本金100万円)の廃業を機にその全株式を買取り、商号を丸三証券株式会社と変更して現在に至っております。

設立以後の経過の概要は次のとおりであります。

年月	概要
明治43年1月	丸三多田岩吉商店として営業開始
大正14年8月	丸三長尾秀一商店と改称、東京株式取引所一般会員となる
昭和19年3月	入サ証券株式会社の株式を買取り、丸三証券株式会社に商号を変更
昭和23年9月	証券取引法に基づく証券業者として登録
昭和24年4月	東京証券取引所の正会員となる
昭和43年4月	改正証券取引法による証券業の免許取得
昭和46年6月	丸三土地建物株式会社を設立
昭和58年3月	丸三ファイナンス株式会社(現連結子会社)を設立
昭和58年12月	資本金を30億5,000万円に増資し、総合証券会社となる
昭和61年2月	丸三エンジニアリング株式会社(現連結子会社)を設立
昭和61年5月	資本金を83億450万円に増資し、当社株式を東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場
昭和61年6月	当社初の専用ファンド「CBポートフォリオ'86」発売
昭和62年10月	パソコンによる投資情報(マックス)サービス、ホームトレードサービス開始
昭和63年3月	当社株式が東京・大阪両証券取引所市場第一部に指定される
平成2年6月	新パソコン投資情報システム(スーパーマックス)サービス開始
平成7年8月	株式会社エムエスシーを設立
平成8年3月	資本金を100億円に増資する
平成9年7月	オンライントレードサービス開始
平成10年7月	証券総合口座取扱開始
平成10年8月	第1回ストックオプション実施
平成10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録
平成11年3月	第1回自己株式消却実施
平成12年6月	オンライントレードサービスネームを「マルサントレード」に変更 ロゴマーク、キャラクター「まるさん」を採用
平成14年11月	福生支店を新宿支店に、帯広支店を通信販売部コールセンターに統合し、店舗数は27か店となる
平成17年5月	アドバイス付インターネット取引「MARUSAN-NET」サービス開始
平成18年6月	単元株式数を1,000株から100株へ変更
平成19年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録
平成25年2月	株式会社エムエスシーを清算
平成25年9月	二子玉川支店を開設(高津支店より移転)
平成25年10月	本店所在地を東京都中央区日本橋より東京都千代田区麹町に移転
平成26年3月	大泉学園営業所を開設
平成26年4月	日吉営業所を開設
平成26年10月	丸三ファイナンス株式会社が丸三土地建物株式会社を吸収合併
平成27年3月	高田支店を上越支店に、今市支店を日光支店に名称変更

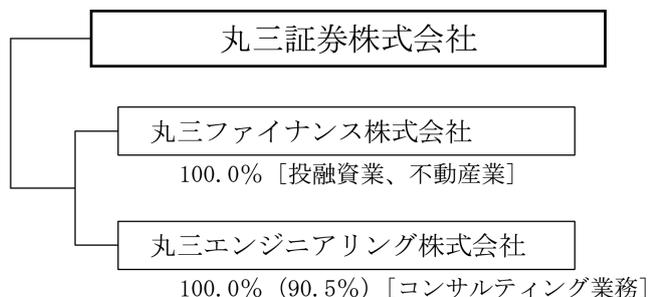
3 【事業の内容】

当社及び当社の連結子会社2社の主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社は丸三ファイナンス株式会社から当社の店舗の一部を賃借しております。また、丸三エンジニアリング株式会社へはコンピューターシステム関連業務を委託しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注：比率%は当社の議決権所有割合（（ ）は間接所有割合）です。また[]は主要な事業内容です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 丸三ファイナンス株式会社	東京都 千代田区	74	投融資業、不動産業	100.0	土地の賃貸、店舗の賃借 役員の兼任3名
丸三エンジニアリング株式会社	東京都 千代田区	50	コンサルティング業務	100.0 (90.5)	システム開発委託 役員の兼任4名

(注1) 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成29年3月31日現在)

	従業員数(名)
連結会社合計	1,040 [105]

(注) 1 当社及び当社の連結子会社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成29年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,038 [104]	35.4	11.5	6,580

(注) 1 当社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントに属しております。

2 従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 従業員数には、歩合外務員31名は含まれておりません。

4 平均年間給与は、賞与及び手当等を含んでおります。

5 平均年間給与は、出向者、休職者、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、丸三証券労働組合(組合員726名)、大阪証券労働組合(組合員10名)及びジャパンユニオン(組合員1名)の三組合があります。

なお、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における証券市場を取り巻く環境は、米国の利上げや英国のEU離脱問題及び米国大統領選挙の行方など不透明な要因が重なり、10月までは株式市場の売買代金が低迷する厳しい状況が続きました。11月8日の米国大統領選挙後は、政策期待などを背景に米国株式市場が上昇したことなどを受けて、日経平均株価も19,600円台を回復するなど株式市場も一時的に活況を取り戻す場面もありましたが、当連結会計年度における株式市場の売買代金は前期比減少しました。

こうした状況の中、当社グループの業績は、株式委託手数料や受益証券受入手数料が減収となったことなどから、営業収益は減収となりました。販売費・一般管理費は前連結会計年度比減少したものの、経常利益は10億12百万円と前連結会計年度比減益となりました。

主な商品部門別の概況は、以下のとおりであります。

(株式部門)

期初16,719円56銭で始まった日経平均株価は、6月23日に行われた英国の国民投票でEU離脱が決まったことを受けて一段と円高が進んだことなどから、14,864円01銭の安値を付けました。その後、米国大統領選挙の行方など、海外の不透明要因から上値の重い展開が続きました。しかし、11月8日の米国大統領選挙後は、次期政権による経済政策への期待から米国株が上昇し、為替も円安が進んだことで、3月2日には19,668円01銭の高値を付けました。しかし、トランプ政権の政策実行力に対する懐疑的な見方が広がり、18,909円26銭で期を終えました。

このような中、フルサービスを提供する対面営業部門では医療・ヘルスケア、人材関連など内需の好業績銘柄、中小型の成長期待銘柄、魅力のある新製品を有する銘柄などの情報提供に注力しましたが、個人投資家を中心とした売買代金の減少などにより、株式委託手数料は減収となりました。

オンライントレード部門は、引き続きセミナーの開催などによりお客様との接点拡充を図り、顧客層の拡大を進めましたが、前連結会計年度比減収となりました。

(債券部門)

期初マイナス0.040%で始まった長期金利は、英国のEU離脱決定を受けた世界的な金融市場の不透明感や、日銀へのさらなる金融緩和期待を背景に、一時、マイナス0.300%まで低下しました。その後は、世界的な金利低下が一巡したとの見方から上昇に転じ、米国次期政権による財政拡大観測やFRBの追加利上げなどを背景に2月に0.150%まで上昇しましたが、日銀が金利抑制に動いたことなどにより当連結会計年度末は0.065%となりました。

このような中、債券受入手数料は個人向け国債の取扱高が増加したことで前連結会計年度比増収となりましたが、債券等トレーディング益は既発外債の取扱高が減少したことなどにより前連結会計年度比減収となりました。

(投資信託部門)

投資信託部門では、国内外の株式に投資するファンドの販売に注力し、残高の増加に努めました。その主なファンドは、ロボットや人工知能関連企業に投資する「グローバル・ロボティクス株式ファンド」で販売に引き続き注力し、残高が増加しました。また、昨年12月より「日本厳選中小型株ファンド」の取扱いを開始し、販売に注力しました。

リート投信では、比較的利回りの高い国内外のリートファンドにも注力し、特に「ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン」の販売額が増加し、残高が増加しました。

また、外債に投資する投資信託では、米国の金利上昇局面においても比較的運用成績が好調な「PIMCOインカム戦略ファンド」に注力し、着実に残高が増加しました。

しかしながら、募集手数料のある投資信託の販売額は、マーケット環境が比較的良好であった前連結会計年度より減少したことから、募集手数料は減収となりました。また、基準価額の下落などにより投資信託全体の期中残高が減少したことから、代行手数料も減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの営業収益は156億97百万円(前連結会計年度比86.4%)、これから金融費用を差し引いた純営業収益は155億71百万円(同86.1%)となりました。販売費・一般管理費は149億13百万円(同97.3%)で、経常利益は10億12百万円(同32.5%)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億97百万円(同29.0%)となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	委託手数料	6,157	0	128	—	6,285
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	92	64	—	—	156
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	26	5,853	—	5,880
	その他の受入手数料	44	2	4,744	24	4,816
	計	6,293	93	10,726	24	17,138
当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	委託手数料	4,713	0	100	—	4,814
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	46	65	—	—	111
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	39	5,537	—	5,576
	その他の受入手数料	32	3	4,469	26	4,532
	計	4,792	108	10,108	26	15,035

受入手数料の合計は150億35百万円(前連結会計年度比87.7%)となりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

委託手数料

東京証券取引所一日平均売買代金は2兆7,921億円(前連結会計年度比89.3%)、当社の株式委託売買代金は1兆5,425億円(同77.8%)となりました。その結果、株式委託手数料は47億13百万円(同76.6%)となりました。

債券委託手数料は0百万円(同62.8%)となりました。

また、受益証券委託手数料は1億0百万円(同78.7%)となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は1億11百万円(前連結会計年度比71.5%)となりました。株式が46百万円(同50.2%)、債券が65百万円(同102.2%)でした。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は55億76百万円(前連結会計年度比94.8%)となりました。主なものは投資信託の募集手数料55億35百万円(同94.7%)であります。

その他の受入手数料は45億32百万円(同94.1%)となりました。主なものは投資信託の代行手数料44億65百万円(同94.2%)であります。

② トレーディング損益

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	0	—	0	0	—	0
債券等・その他のトレーディング損益	427	2	429	209	△6	202
債券等トレーディング損益	314	2	316	151	△6	144
その他のトレーディング損益	112	△0	112	57	△0	57
計	427	2	429	209	△6	202

トレーディング損益は2億2百万円(前連結会計年度比47.1%)となりました。債券等は1億44百万円(同45.6%)、その他は為替等で57百万円(同51.2%)でした。

③ 金融収支

金融収益は4億59百万円(前連結会計年度比75.7%)、金融費用は1億26百万円(同123.5%)、差引収支は3億33百万円(同66.0%)となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は149億13百万円(前連結会計年度比97.3%)となりました。主なものは、取引関係費14億35百万円(同93.0%)、人件費88億55百万円(同97.5%)、不動産関係費13億51百万円(同98.9%)、事務費19億69百万円(同99.8%)でした。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、顧客からの預り金やその他の預り金の増加、信用取引貸付金の減少などにより、62億98百万円の資金の増加(前連結会計年度は10億34百万円の資金の減少)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出などにより、84百万円の資金の減少(同1億48百万円の資金の減少)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより、38億22百万円の資金の減少(同54億89百万円の資金の減少)となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比23億83百万円増加し、257億53百万円となりました。

(3) トレーディング業務の状況

トレーディング商品の残高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部のトレーディング商品	922	544
商品有価証券等	922	544
株式	—	24
債券	922	520
デリバティブ取引	0	—
為替予約取引	0	—
負債の部のトレーディング商品	—	—

なお、「業績等の概要」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は創業以来、どの系列にも属さず「自主独立」を貫いております。また、1978年に制定した「経営理念」において、「いついかなる場合にもお客様に対して奉仕する心を失うことのないよう誓う」ことを掲げ、お客様本位の企業活動に努めております。

当社グループは、お客様へ質の高いサービスを提供して、お客様本位の業務運営に努めるとともに、経営の効率化を進めて収益力を高め、株主の皆様への利益還元を充実させていくことが、経営の最重要課題であると考えております。

(2) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、「売買手数料依存の収益構造から脱し、残高連動報酬をベースにした収益構造を確立すること」が必要であると考えてきました。

また、日本経済の成長力が低下した1990年代以降、お客様に「投資信託を通じてグローバルな資産運用をしていただくこと」が、当社の社会的使命であると考えてきました。

即ち、当社は、ブローカービジネスから脱却し、投資信託を通じて「助言による投資顧問業」へとビジネスモデルの転換を目指しています。

このような状況の下、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、お客様の立場に立って、お客様の資産形成に資するご提案と、投資を頂いた後も常にお客様に寄り添い、丁寧なフォローを行っていくことが、何よりも重要であると考えております。

募集営業につきましては、平成27年4月からスタートした「新株式投信純増3ヵ年計画」に引き続き全力で取り組み、比較的安定収益である投信代行手数料を増やすことで、市況変動に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。

株式営業につきましては、時宜を得た市場情報の提供と、企業調査に基づいた質の高い情報の提供に全力で取り組んでまいります。

さらに、引き続き内部管理態勢及び法令遵守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供して、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様にとって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成29年6月22日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」(以下、本対応方針といいます。)を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成29年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があるとして判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成29年6月22日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新を決議し、同年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様への承認をいただきました(以下、当該承認に基づき更新された対応方針を「旧防衛策」といいます。)。旧防衛策は平成29年6月22日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))の終結の時をもって有効期間が満了となりました。

当社は、旧防衛策を更新する旨(以下更新後の買収防衛策を「本対応方針」といいます。))の議案を本定時株主総会に上程し、可決・承認されました。

本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

提出日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成29年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iのとおりです。

なお、法令等(注)4に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の更新にあたり、表現等の軽微な変更等を行っておりますが、旧防衛策の実質的内容から変更はありません。

- (注)1 特定株主グループとは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。))の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。))、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。))の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。))を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。))、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。))を意味します。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。))の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。))も計算上考慮されるものとします。又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。))の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。))の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。))は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 4 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいます。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。

1. 当社の経営理念等について

(1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様への利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。以後、社外取締役を段階的に増員し、提出日現在において、当社の取締役は計7名(うち社外取締役3名)の体制となっております。なお、平成28年6月からは、取締役の任期を2年から1年に短縮し、取締役会議長を社外取締役が務めています。

また、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役(うち2名は社外監査役)が取締役の業務執行の監査を行っております。監査役機能強化については、内部監査部門との連携強化に努めており、平成22年3月には、社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした定例の会合を設置し、経営に対するモニタリング機能及びガバナンス体制の強化を図っております。

なお、提出日現在において、当社は社外役員5名(社外取締役3名、社外監査役2名)を一般株主との利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所に届け出ております。

2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑制することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を更新することとしました。

3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

又は

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの内容は、別紙Ⅱのとおりです。)に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性がある場合と判断する場合には、本ガイドラインに基づき新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者(注)5による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会(その概要は以下の6.(1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様との判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内(初日不算入)に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付行為者の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者(直接又は間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧ その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報(追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。)の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための

期間(以下「評価期間」といいます。)として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記5.に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員は、別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができるものとします。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、(a)当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合、(b)当該大規模買付行為者が濫用的買取者に該当すると認めた場合、又は(c)当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合のいずれかに該当する場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告することとする一方、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買取者(上記(b)参照)とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。)に移転させることにある大規模買付行為
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④ 当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為

- ⑤ 大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収(最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合(上記(c)参照)とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為
- ② 大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件(買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。)が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③ 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④ 大規模買付行為が行われる時点の法令等(行政指導、裁判結果を含みます。)により、当社の企業価値ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

5. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、上記4.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。但し、特別委員会が対応策の発動に関し株主総会の承認を予め得るべきことを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

(4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対応策の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前(権利落日)以降の中止は行いません。

6. 透明性及び公正性確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対応策を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新については、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいたため、当社取締役会において特別委員会の委員の選任を行いました。本対応方針の更新後の特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります(別紙II 新株予約権ガイドラインご参照)。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て更新されております。また、本対応方針の有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記3.に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、上記5.(6)に記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるもの)とします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にも適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られたため更新されたものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないように、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で1年毎に選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対応策の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

(6) 対応策の発動に当たって金員等を交付する買収防衛策でないこと

当社は従前より、本対応方針に基づき、対応策の発動として、本新株予約権の無償割当てを実施する場合であっても、当社が大規模買付行為者に対し、金員等の交付を行うことは予定しておりません。これは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方を踏まえたものです。

(注) 5 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

以 上

別紙 I

当社大株主の状況(平成29年3月31日現在)

1 発行可能株式総数	300,000,000株
2 発行済株式の総数	67,398,262株
3 株主数	44,519名
4 大株主(上位10名)	

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	5,230	7.87
公益財団法人長尾自然環境財団	4,746	7.14
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,153	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	1,082	1.63
株式会社みずほ銀行	940	1.42
長尾 愛一郎	902	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	861	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	825	1.24
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	725	1.09

- (注) 1. 当社は自己株式として969千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン

1. 目的

新株予約権ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、当社が平成29年6月22日に開催した当社定時株主総会において、可決・承認されたことにより更新した当社株券等(注)6の大規模買付行為に対する対応方針(以下「本対応方針」という。)に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。但し、特別委員会が対応策の発動に関し株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者((i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。)による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約(注)7を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数(注)8以上売却した場合、本新株予約権の行使

により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

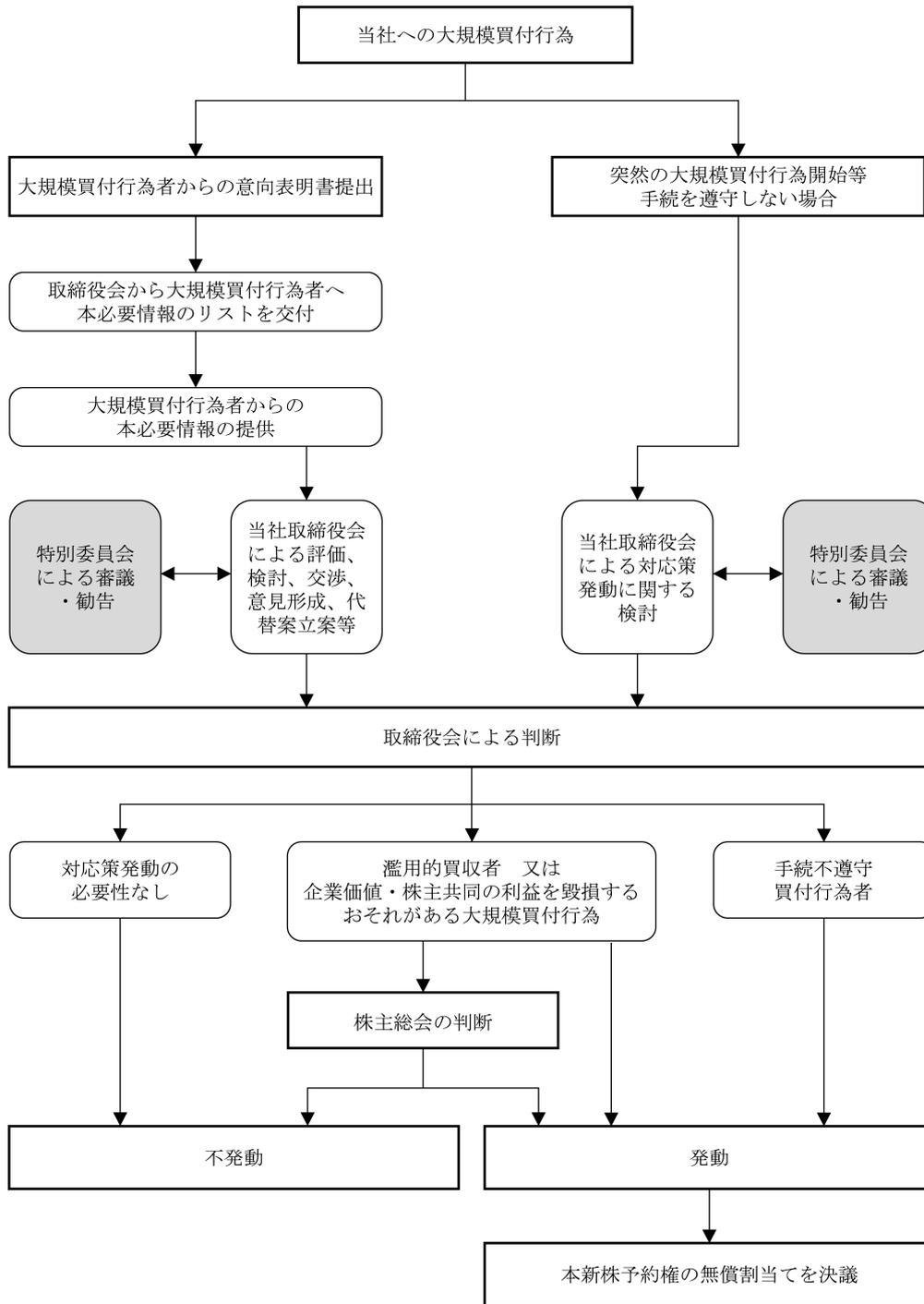
当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

- (注) 6 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。
- 7 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とするを予定している。
- 8 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

以 上

別紙Ⅲ

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙Ⅳ

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数(以下「対象株式数」という。)とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者(注)9による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

(2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

(注)9 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

以 上

別紙V

特別委員会の概要及び委員の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

(1) 大規模買付行為の内容の精査・検討

(2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項

(3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略 歴：平成2年4月 最高裁判所司法研修所
平成4年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)
平成4年4月 長島・大野法律事務所
平成9年9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月 U F J ストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月 T M I 総合法律事務所パートナー(現在に至る)

森 郁夫(もり・いくお)

略 歴：昭和48年4月 大和証券株式会社 入社
平成13年6月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員(米州担当)
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO
平成17年4月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役(米州部門担当)
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO
平成18年4月 大和証券SMB C株式会社 常務取締役(海外上席担当)
兼 国際業務企画担当
兼 大和証券SMB CアジアホールディングB. V. 社長
平成19年4月 大和証券SMB C株式会社 代表取締役専務取締役
兼 株式会社大和証券グループ本社 専務執行役(ホールセール部門副担当)
平成21年7月 クロス・ブラザーズ・コーポレート・ファイナンス社 取締役会長
兼 大和証券SMB C株式会社 顧問
*平成22年5月 大和コーポレート・アドバイザリーパートナーズ・リミテッド 取締役会長
兼 大和証券SMB C株式会社 顧問
平成23年4月 帝京大学経済学部経営学科教授
平成29年4月 帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授(現在に至る)
*合併による商号変更

主な公職：平成11年6月 ニューヨーク証券取引所 国際資本市場委員会委員
平成18年6月 日本広東経済促進会委員
平成18年6月 日本天津研究会委員
平成19年11月 経済産業省産業構造審議会産業金融部会メンバー

今里 栄作(いまざと・えいさく)

略 歴：昭和54年4月 日興証券株式会社 入社
平成14年3月 日興コーディアル証券株式会社 第二事業法人部長
平成15年3月 同社 執行役員東京第二事業法人部長
平成16年12月 同社 取締役営業企画担当 兼 法人業務担当
平成17年2月 同社 常務取締役企画担当 兼 ホールセール事業推進担当
平成19年2月 同社 専務取締役 第一ホールセール営業部門担当
平成20年8月 日興シティグループ証券株式会社 専務執行役員法人本部長
平成21年2月 三菱U F J 証券株式会社(現三菱U F J 証券ホールディングス株式会社)
常務執行役員共同法人本部長
平成22年5月 三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社
常務執行役員法人本部長 兼 事業法人グループ長、地区担当役員共同統括
三菱U F J 証券ホールディングス株式会社 常務執行役員を兼務
株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 執行役員を兼務
平成24年6月 三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 専務執行役員法人本部長
平成26年6月 同社 顧問
平成28年6月 丸三証券株式会社 社外取締役(現在に至る)

以 上

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社が認識したものです。

(1) 株式市場の変動から受ける影響について

当社グループの営業収益のうち株式委託手数料が占める割合は、当連結会計年度30.0%（前連結会計年度33.9%）となっております。このため当社の業績は、株式市場の変動により大きな影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスクについて

市場リスクとは、株価、金利、為替、その他の変動により発生する潜在的なリスクであります。当社のトレーディング業務には市場リスクが存在しており、急激な相場変動により損失を被る可能性があります。

(3) システムリスクについて

システムリスクとは、インターネット取引システムや業務上使用するコンピューターシステムの障害発生に伴い、損失を被るリスクであります。障害の規模によっては、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報漏洩に関するリスクについて

当社が保有する全ての情報を保護対象とする「セキュリティ・ポリシー」を策定する等、情報管理には万全を期しておりますが、万一情報が外部に漏洩した場合には、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法務に関するリスクについて

顧客との取引に関連して、当社が訴訟等の法的手続きの対象となるリスクがあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況の分析

当連結会計年度のわが国経済は、雇用環境の緩やかな改善が続いたものの、家計所得は伸び悩み、個人消費は回復感の乏しい状況が続きました。しかし、世界経済の復調から期後半には輸出が増勢に転じ、生産や設備投資も持ち直すなど、企業活動を中心に景気は底堅く推移しました。

株式市場におきましては、英国のEU離脱決定で6月に日経平均株価が15,000円を割り込みましたが、G7各国の中央銀行による迅速な対応で落ち着きを取り戻しました。11月の米大統領選挙後は政策期待等で米国株式市場が大きく上昇し、日経平均株価も19,600円台を回復しましたが、期末にかけて上昇一服となりました。

このような環境の下、当社グループの業績は、株式委託手数料、投信募集手数料及び投信代行手数料の減収により、連結経常利益は10億12百万円（前連結会計年度比32.5%）となりました。

主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

(株式部門)

当連結会計年度の株式市場におきましては、日銀による追加金融緩和の見送りを受けて、日経平均株価は4月高値の後に反落しました。その後、大型補正予算編成など政策期待に支えられて切り返す場面もありましたが、英国のEU離脱が決まると日経平均株価は6月24日に14,864円01銭の安値を付けました。その後G7各国の中央銀行による潤沢な資金供給表明等で落ち着きを取り戻しましたが、米大統領選挙や欧州金融機関の経営不安など海外の不透明要因が残る中、上値の重い展開が続きました。しかし、11月8日の米大統領選挙後は、政策期待から米国株式が上昇し、日経平均株価も3月2日には19,668円01銭の高値を付けました。その後はトランプ政権の政策実行力に対する懐疑的な見方が広がり、期末にかけて弱含む展開となりました。

このような中、対面営業部門では医療・ヘルスケア、人材関連など内需の好業績銘柄、中小型の成長期待銘柄、魅力のある新商品を有する銘柄などの情報提供に注力しました。

引受業務につきましては、未上場企業への株式公開支援活動を積極的に展開し、九州旅客鉄道を含む新規上場企業14社の株式を引受けました。一方、上場企業による株式市場からの資金調達は、前期に比べて一段と実施件数が減少するなか、当社は新規幹事加入1社を含む3社の公募株式引受けを行いました。

その結果、個人投資家の売買金額が低下したことなどにより、株式受入手数料収入は47億92百万円（同76.2%）となりました。

(債券部門)

当連結会計年度の債券市場におきましては、期初マイナス0.04%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）が、英国のEU離脱決定による世界的な金融市場の混乱と金融緩和期待を背景に、7月にマイナス0.30%と過去最低水準を更新しました。その後、世界的な金利低下が一巡したとの見方が広がるなか、トランプ政権の政策期待などによる米長期金利の上昇を背景に国内長期金利も上昇余地を探る展開となりました。今年2月に、一時、0.15%まで上昇する場面もありましたが、日銀が予め決まった利回りで国債を無制限に買い入れる「指値オペ」などを実施し、金利上昇を抑制したことで当連結会計年度末は0.065%となりました。

債券発行市場では、超低金利を背景に企業の資金調達意欲が高まり、普通社債の発行額は前期比64.4%増の11兆4,119億円と初の11兆円超えとなりました。

このような状況の下、国内の募集・売上の取扱高は239億円（同89.4%）となりましたが、個人向け国債の販売が増加したことで債券受入手数料収入は1億8百万円（同115.3%）となりました。また、債券等トレーディング損益は、新発外債や既発外債の取扱高が減少したこと等を受け、1億44百万円（同45.6%）となりました。

(投資信託部門)

投資信託部門は、国内外の株式に投資するファンドの販売に注力し、残高の増加に努めました。

株式型投信では、今後の成長が期待される世界のロボットや人工知能関連企業に投資する「グローバル・ロボティクス株式ファンド」の販売に引き続き注力し、残高が増加しました。また、昨年12月より「日本厳選中小型株ファンド」の取扱いを開始し、販売に注力しました。

リート投信では、比較的利回りの高い国内外のリートファンドにも注力し、特に、「ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン」の販売額が増加し、残高が増加しました。

外債投信では、米国の金利上昇局面においても比較的運用成績が好調な「PIMCOインカム戦略ファンド」に注力し、着実に残高が増加しました。

また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」を積極的に活用し、お客様の保有ファンドのフォローやポートフォリオ分析などによるサービスの向上と販売促進に努めました。

以上の結果、株式投資信託の取扱高は2,226億円（同97.2%）となり、当連結会計年度末の残高は7,144億円（同107.9%）でした。この結果、募集手数料は55億35百万円（同94.7%）、代行手数料は44億65百万円（同94.2%）となり、受益証券受入手数料収入は101億8百万円（同94.2%）となりました。

なお、平成27年4月にスタートした「新株式投信純増3ヵ年計画（平成27年4月から平成30年3月）」の進捗状況は、新規資金での投信買付が鈍り、純増目標に対し37.7%の進捗にとどまりました。

（オンライントレード部門）

当連結会計年度のオンライントレード部門は、定期的なメール配信、インターネットによるセミナーのほか、対面セミナーを開催するなど積極的な情報配信を行いました。

また、新規に口座開設されたお客様の株式手数料優遇措置や、お友達紹介制度の継続実施に加えて、疾風くんの利用料金の優遇措置を拡大するなど顧客層の拡大を図りました。

しかしながら、個人投資家の売買代金の減少もあり、株式委託売買金額は9,328億円（同76.2%）となりました。

（損益状況）

以上のような事業活動の結果、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、営業収益156億97百万円（同86.4%）、経常利益10億12百万円（同32.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益7億97百万円（同29.0%）となりました。

また、当社個別の業績は、営業収益156億97百万円（前期比86.4%）、経常利益9億75百万円（同31.9%）、当期純利益7億61百万円（同28.4%）となりました。

（2）財政状態の状況の分析

当連結会計年度末においては、負債の部で顧客からの預り金が28億78百万円増加したことや顧客の納税預り金などその他の預り金が21億32百万円増加したこと、及び信用取引負債が16億33百万円増加したことなどから、負債合計は前連結会計年度末比81億11百万円増加しました。

これらにより資産合計も、現金・預金が23億83百万円増加したことや、顧客分別金信託が53億68百万円増加したこと、募集等払込金の減少16億24百万円などとの差引により前連結会計年度末比53億64百万円増加しました。

純資産合計は、主に配当金の支払いにより利益剰余金が30億52百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末比27億47百万円減少しました。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、顧客からの預り金やその他の預り金の増加、信用取引貸付金の減少などにより、62億98百万円の資金の増加（前連結会計年度は10億34百万円の資金の減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出などにより、84百万円の資金の減少（同1億48百万円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより、38億22百万円の資金の減少（同54億89百万円の資金の減少）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比23億83百万円増加し、257億53百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、営業力強化のための携帯型情報端末の導入、マルサントレードのスマートフォン用画面の改良、営業店舗用不動産の取得等で、2億36百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成29年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
本店 (東京都千代田区)	営業店舗 本社機構	151	96	—	247	242	賃借
会津支店 (福島県会津若松市)	営業店舗	4	2	—	6	30	賃借
新潟支店 (新潟市中央区)	営業店舗	9	4	—	13	26	賃借
上越支店 (新潟県上越市)	営業店舗	58	2	48 (570)	109	28	
日光支店 (栃木県日光市)	営業店舗	18	4	—	23	21	賃借
太田支店 (群馬県太田市)	営業店舗	8	3	—	11	23	賃借
伊勢崎支店 (群馬県伊勢崎市) (注) 2	営業店舗	10	6	—	17	35	賃借
館林支店 (群馬県館林市) (注) 2	営業店舗	10	6	—	17	35	賃借
沼田支店 (群馬県沼田市)	営業店舗	29	17	—	47	28	賃借
秩父支店 (埼玉県秩父市) (注) 2	営業店舗	6	3	—	10	33	賃借
千葉支店 (千葉市中央区)	営業店舗	3	5	—	9	24	賃借
野田支店 (千葉県野田市)	営業店舗	166	7	24 (576)	198	24	
新宿支店 (東京都渋谷区)	営業店舗	1	3	—	5	32	賃借
池袋支店 (東京都豊島区)	営業店舗	2	2	—	4	23	賃借
大泉学園営業所 (東京都練馬区)	営業店舗	—	0	—	0	15	賃借
三ノ輪支店 (東京都台東区)	営業店舗	10	6	—	17	24	賃借
二子玉川支店 (東京都世田谷区)	営業店舗	—	1	—	1	31	賃借
日吉営業所 (横浜市港北区)	営業店舗	—	0	—	0	11	賃借
横浜支店 (横浜市中区)	営業店舗	7	3	—	11	29	賃借
名古屋支店 (名古屋市中区) (注) 2	営業店舗	6	6	281 (343)	295	48	賃借
一宮支店 (愛知県一宮市)	営業店舗	2	2	—	4	30	賃借
京都支店 (京都市下京区)	営業店舗	1	3	—	4	20	賃借
大阪支店 (大阪市中央区)	営業店舗	5	7	—	12	47	賃借
川西支店 (兵庫県川西市)	営業店舗	10	13	—	23	24	賃借

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
岡山支店 (岡山市北区) (注) 2	営業店舗	0	4	—	4	32	賃借
広島支店 (広島市中区)	営業店舗	0	3	—	4	26	賃借
呉支店 (広島県呉市)	営業店舗	6	5	—	12	34	賃借
北九州支店 (北九州市小倉北区)	営業店舗	0	3	—	3	32	賃借
福岡支店 (福岡市中央区)	営業店舗	5	4	—	9	31	賃借
保養所 (神奈川県足柄下郡箱根町)	保養所	23	0	120 (3,304)	145	—	
その他 (奈良県奈良市他 計6ヵ所)	その他	3	—	158 (27,444)	161	—	

(注) 1 賃借物件の場合、建物の帳簿価額は造作費を計上しております。

2 丸三ファイナンス株式会社より店舗を賃借しております。

3 当社の報告セグメントは、「投資・金融サービス業」のみであります。

(2) 国内子会社

(平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
丸三ファイナンス 株式会社 (注) 1	伊勢崎ビル (群馬県伊勢崎市)	賃貸物件	27	—	28 (349)	55	—	賃貸
丸三ファイナンス 株式会社 (注) 1	館林ビル (群馬県館林市)	賃貸物件	35	—	49 (503)	84	—	賃貸
丸三ファイナンス 株式会社 (注) 1	秩父ビル (埼玉県秩父市)	賃貸物件	22	—	43 (413)	65	—	賃貸
丸三ファイナンス 株式会社 (注) 1、2	名古屋ビル (名古屋市中区)	賃貸物件	177 <54>	0 <0>	—	177 <54>	—	賃貸
丸三ファイナンス 株式会社 (注) 1	岡山ビル (岡山市北区)	賃貸物件	15	—	724 (359)	740	—	賃貸

(注) 1 丸三証券株式会社へ賃貸しております。

2 <内書>は、連結会社以外への賃貸設備であります。

3 当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」のみであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	67,398,262	67,398,262	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	67,398,262	67,398,262	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	— (注) 1	— (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,699(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、株主総会決議及び本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成19年7月13日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	255 (注) 1	255 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,500	25,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成20年7月28日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	360 (注) 1	360 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 699 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月29日から 平成30年7月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成21年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	180 (注) 1	180 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 654 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日から 平成31年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成22年7月14日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	90 (注) 1	90 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 564 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月15日から 平成32年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成23年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	60 (注) 1	60 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 360 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月16日から 平成33年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成24年7月17日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	120 (注) 1	120 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 279 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月18日から 平成34年7月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成25年7月16日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	730 (注) 1	730 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 765 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月17日から 平成35年7月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成26年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,395(注)1	2,395(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,500	239,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 840(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月16日から 平成36年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成27年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	805 (注) 1	805 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,500	80,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月16日から 平成37年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成28年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,370 (注) 1	2,370 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	10	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,000	237,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 914 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月16日から 平成38年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年8月7日 (注) 1	△2,000	69,398	—	10,000	—	590
平成25年8月15日 (注) 2	—	69,398	—	10,000	△590	—
平成25年9月27日 (注) 1	△2,000	67,398	—	10,000	—	—

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	37	18	281	100	19	42,714	43,169	—
所有株式数 (単元)	—	156,237	1,879	82,830	16,677	64	415,333	673,020	96,262
所有株式数 の割合(%)	—	23.21	0.28	12.31	2.48	0.01	61.71	100.00	—

(注) 1 自己株式969,433株は「個人その他」の欄に9,694単元、「単元未満株式の状況」の欄に33株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、それぞれ37単元及び25株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部門内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,230	7.76
公益財団法人長尾自然環境財団	東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 江東橋ビル701	4,746	7.04
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,683	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,153	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,082	1.61
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	940	1.39
長尾 愛一郎	東京都大田区	902	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	861	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	825	1.23
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	725	1.08
計	—	18,150	26.93

(注) 1 当社は自己株式969,433株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.44%)を所有しておりますが、当社は当該株式について議決権を有しないため、上記には記載していません。

- 2 当社はフィデリティ投信株式会社から、平成24年10月22日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、同年10月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー	82 DEVONSHIRE STREET BOSTON MASSACHUSETTS 02109, U.S.A	3,230	4.65

- 3 平成29年3月21日付で公衆の縦覧に供されている株券等の大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成29年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,834	4.21
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	338	0.50
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	354	0.53

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 969,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,332,600	663,326	—
単元未満株式	普通株式 96,262	—	—
発行済株式総数	67,398,262	—	—
総株主の議決権	—	663,326	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式33株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、3,700株(議決権37個)及び25株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	969,400	—	969,400	1.44
計	—	969,400	—	969,400	1.44

(9) 【ストックオプション制度の内容】

イ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)108名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ロ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成19年7月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)131名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ハ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成20年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員(新入社員を除く) 172名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ニ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成21年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く) 158名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ホ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成22年7月14日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員(新入社員を除く)150名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ヘ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成23年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)131名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ト 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成24年7月17日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)137名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

チ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成25年7月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)140名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

リ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成26年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)129名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ヌ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成27年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員(新入社員を除く)126名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ル 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成28年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年7月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員(新入社員を除く) 144名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	891	819,856
当期間における取得自己株式	82	74,115

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求)	182	96,861	—	—
(新株予約権の権利行使)	49,000	26,085,872	—	—
保有自己株式数	969,433	—	969,515	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡し及び新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は普通配当につきまして、内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存であります。配当性向につきましては、連結当期純利益を基準に、連結配当性向50%以上の配当を行う方針です。

当連結会計年度は1株当たり3円の間配当(普通配当)を実施しました。また、期末配当については、普通配当1株当たり7円、特別配当1株当たり40円、合計47円の実施を、平成29年6月開催の当社第97期定時株主総会に付議し、可決・承認されました。

また、平成30年3月期以降も普通配当に加えて、特別配当を平成32年3月期期末配当まで、以下のとおり実施する予定です。なお、平成33年3月期以降は特別配当を行う予定はございません。

	1株当たり特別配当額		
	中間配当	期末配当	年間配当計
平成30年3月期期末特別配当	15円00銭	15円00銭	30円00銭
平成31年3月期期末特別配当	10円00銭	10円00銭	20円00銭
平成32年3月期期末特別配当	5円00銭	5円00銭	10円00銭
平成33年3月期期末特別配当	0円00銭	0円00銭	0円00銭

(注) 期末配当は、各期終了後に開催される定時株主総会での決議を条件と致します。

当社の剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年9月15日取締役会決議	199	3
平成29年6月22日定時株主総会決議	3,122	47

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	794	1,020	1,524	1,448	1,068
最低(円)	212	560	665	1,043	795

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	879	930	1,068	1,024	987	1,039
最低(円)	831	795	935	952	940	916

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員の状況】

男性11名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長	—	長尾 榮次郎	昭和20年2月12日生	昭和43年4月 昭和46年6月 昭和49年11月 昭和53年12月 昭和61年5月 平成元年12月 平成22年2月 平成23年6月 平成29年6月	山一証券株式会社入社 丸三証券株式会社入社 当社取締役就任 当社代表取締役専務就任 当社代表取締役副社長就任 当社代表取締役社長就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役会長就任 当社取締役会長就任(現)	(注)3	218
代表取締役 社長	—	小祝 寿彦	昭和31年9月4日生	昭和54年4月 平成7年2月 平成10年11月 平成12年8月 平成14年8月 平成17年6月 平成22年12月 平成23年4月 平成23年12月 平成25年6月 平成26年5月	丸三証券株式会社入社 当社今市支店長 当社本店営業部長 当社営業本部東部地区長 当社名古屋支店副店長 当社執行役員就任 当社エクイティ部長 当社執行役員エクイティ本部長 当社常務執行役員就任、エクイティ本部長 当社常務執行役員エクイティ本部長、調査部管掌 当社取締役就任、当社常務執行役員エクイティ本部長、調査部管掌 当社代表取締役社長就任(現)	(注)3	27
代表取締役 副社長	—	菊地 稔	昭和38年12月19日生	昭和61年4月 平成15年4月 平成22年2月 平成25年6月 平成27年4月 平成29年6月	丸三証券株式会社入社 当社人事部長 当社投資信託部長 当社執行役員投資信託部長 当社常務執行役員投資信託部長 当社代表取締役副社長就任(現)	(注)3	10
取締役	—	長谷川 明	昭和22年8月20日生	昭和46年4月 平成8年6月 平成11年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成24年6月	大和証券株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 株式会社大和証券グループ本社 専務執行役兼大和証券株式会社 代表取締役専務取締役 大和証券投資信託委託株式会社 代表取締役副社長 同社顧問 大興電子通信株式会社監査役 丸三証券株式会社取締役就任(現)	(注)3	—
取締役	内部管理統括 責任者、監理 本部長	相馬 和男	昭和28年4月16日生	昭和53年4月 平成8年8月 平成12年2月 平成16年5月 平成19年8月 平成20年4月 平成20年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成27年6月	丸三証券株式会社入社 当社川西支店長 当社営業本部西部地区長 当社本店営業部長 当社内部監査部長 当社監理本部副本部長、内部監査部長 当社執行役員就任、監理本部副本部長、内部監査部長 当社参与監理本部副本部長、監理部長 当社監査役就任 当社取締役就任、当社執行役員内部管理統括責任者、監理本部長委嘱(現)	(注)3	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	今里 栄作	昭和31年3月2日生	昭和54年4月 日興証券株式会社入社 平成14年3月 日興コーディアル証券株式会社第二事業法人部長 平成15年3月 同社執行役員東京第二事業法人部長 平成16年12月 同社取締役営業企画担当兼法人業務担当 平成17年2月 同社常務取締役企画担当兼ホールセール事業推進担当 平成19年2月 同社専務取締役第一ホールセール営業部門担当 平成20年8月 日興シティグループ証券株式会社専務執行役員法人本部長 平成21年2月 三菱UFJ証券株式会社(現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)常務執行役員共同法人本部長 平成22年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員法人本部長兼事業法人グループ長、地区担当役員共同統括 兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務執行役員 兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 平成24年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社専務執行役員法人本部長 平成26年6月 同社顧問 平成28年6月 丸三証券株式会社取締役就任(現)	(注)3	—
取締役	—	角田 明義	昭和24年6月7日生	昭和48年4月 大和証券株式会社入社 平成6年7月 同社広報部長 平成9年6月 同社赤坂支店長 平成13年4月 同社東京支店長 平成15年7月 日本証券業協会出向会長秘書役 平成18年7月 大和証券投資信託委託株式会社参与 平成21年6月 リテラ・クレア証券株式会社監査役 平成23年4月 東京成徳大学経営学部講師就任(現) 平成28年6月 丸三証券株式会社取締役就任(現)	(注)3	—
監査役 常勤	—	慶野 淳	昭和30年3月4日生	昭和54年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成15年5月 同社大阪年金営業部長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪年金営業第2部長 平成18年6月 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 出向 商品管理部長 平成18年12月 同社国内資産管理部長 平成19年6月 同社総合企画部長 平成21年4月 同社執行役員総合企画部長 平成21年7月 日本マスタートラスト信託銀行株式会社執行役員総合企画部長 平成23年6月 同社取締役総合企画部長 平成24年6月 同社常務執行役員 平成26年6月 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)4	—
監査役 常勤	—	藤井 滋	昭和36年6月17日生	昭和59年4月 日本生命保険相互会社入社 平成11年3月 同社富山支社支社財務営業部長 平成13年3月 同社首都圏財務部財務業務第二課長 平成16年3月 同社財務審査部本店財務審査課長 平成18年3月 同社本店財務第二部財務担当部長 平成19年3月 株式会社星和ビジネスサポート出向 平成22年3月 日本生命保険相互会社首都圏財務部担当部長 平成24年3月 同社財務審査部担当部長 平成26年3月 同社関連事業部関連会社担当部長 平成26年6月 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 常勤	—	智 田 農	昭和26年12月12日生	昭和49年4月 国際航業株式会社入社 昭和51年9月 松井証券株式会社入社 平成9年6月 同社取締役 平成13年5月 クレディスイスファーストボストン証券会社入社 平成14年1月 DLJディレクトSFG証券株式会社入社 平成16年9月 当社売買審査部長 平成17年10月 当社監理本部副本部長、売買審査部長 平成18年4月 当社執行役員就任、監理本部長、監理部長兼売買審査部長 平成18年6月 当社取締役就任、執行役員内部管理統括責任者、監理本部長、監理部長兼売買審査部長 平成20年4月 当社参与 平成27年6月 当社監査役就任(現)	(注)5	—
監査役	—	小久保 恒 哉	昭和21年4月5日生	昭和44年4月 丸三証券株式会社入社 平成2年2月 当社株式部長 平成4年6月 当社本店営業部長 平成5年6月 当社取締役本店営業部長委嘱 平成9年3月 当社取締役労務担当、人事部長兼総務部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員人事部・労務担当、総務部長委嘱 平成18年6月 当社参与 平成19年6月 当社監査役就任(現)	(注)5	2
計						270

- (注) 1 取締役長谷川明、今里栄作及び角田明義は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役慶野淳及び藤井滋は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当該取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当該監査役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当該監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 取締役相馬和男は、執行役員を兼務しております。
- 7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
補欠監査役	—	森 勇	昭和23年2月23日	昭和54年3月 日本大学大学院法学研究科博士後期課程修了 平成元年4月 獨協大学法学部教授 平成11年2月 弁護士登録(東京弁護士会・コモンズ総合法律事務所所属)(現) 平成16年4月 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現)	(注)	—

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

当社では、コーポレートガバナンスを強化する観点から、また、取締役数を少数化することにより、取締役会は経営戦略についての十分な議論と迅速且つ的確な意思決定を行い、執行役員は各担当部門における業務遂行に専念することで、業務執行機能を強化し、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。

提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	山 崎 昇	財務部長・証券管理部長
執行役員	原 田 哲 也	調査部長
執行役員	山 崎 弘 義	法人本部長、債券部長
執行役員	齋 藤 哲 也	労務・人材開発部担当、人事部長
執行役員	武 藤 彰	総務部長
執行役員	増 田 公 彦	通信販売部担当、企画部長
執行役員	服 部 誠	エクイティ本部長、エクイティ部長・エクイティ業務部長
執行役員	片 野 健 児	大阪支店長、営業二部長
執行役員	相 馬 和 男	内部管理統括責任者、監理本部長
執行役員	河 口 孝 明	システム企画部長
執行役員	村 井 秀 滋	営業本部長、東部地区担当、営業企画部長・証券貯蓄部長・投資相談部長
執行役員	工 藤 信 行	引受本部長

(注)執行役員相馬和男は、取締役を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、顧客、従業員、社会という関連当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤追求活動を行うことを最重要課題として位置付けております。そのため、持続的な成長を支える環境の整備を行いつつ、業務執行の監視機能を担う取締役会の活性化を図っています。さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、チェック機能の強化に努めております。

会社の機関の内容

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入するとともに、社外取締役1名を招聘しました。全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させました。これにより、意思決定の透明性確保と迅速化を一段と進めるとともに、取締役会の監督機能の強化を図りました。

提出日現在、取締役会は会長、社長、副社長を含む取締役4名、社外取締役3名の合計7名となっており、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営上の重要な事項を決定し、経営全般の監督を行っております。

その他の重要な会議体としては、経営会議、執行役員会を定例で開催しております。

経営会議(月1回開催)は、役付取締役及び社長の指名する者をもって構成し、経営の基本方針、経営管理の執行方針、取締役会に付議すべき事項等を審議しております。

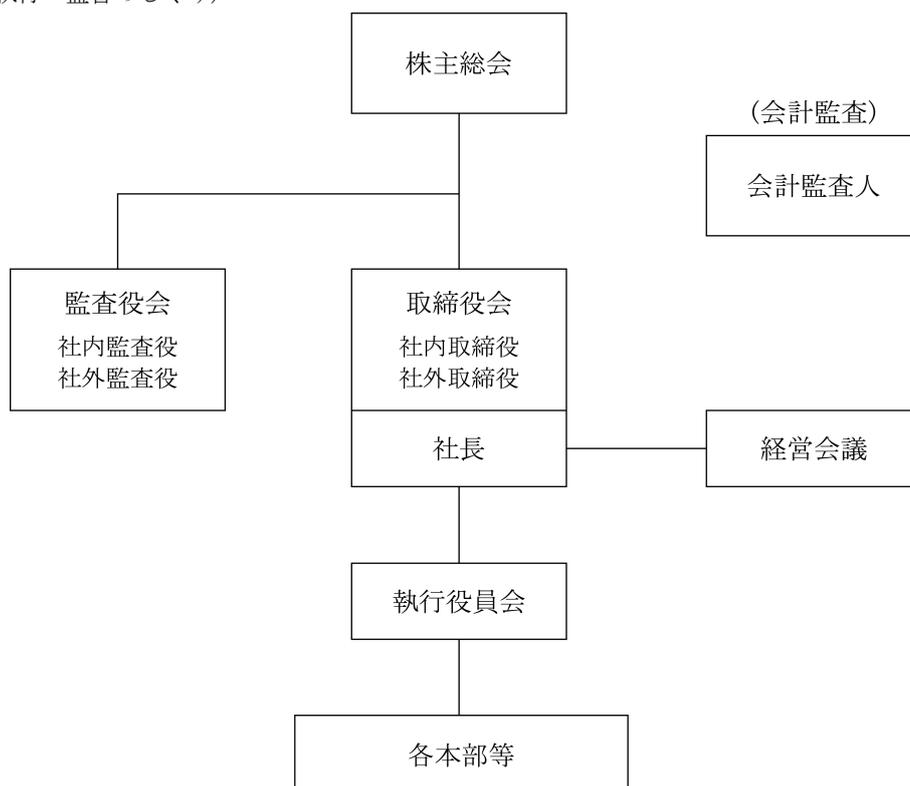
執行役員会(月1回開催)は、取締役及び執行役員が業務執行状況の報告を行っております。なお、執行役員(12名)は、会社の方針・戦略に基づき担当部門の責任者として、業務執行にあっております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名を社外監査役としております。監査役は、監査の方針・計画、監査業務の分担等を立案し、内部監査部門、監査役相互の連携を図りながら、監査役監査規則に則って、取締役の業務執行の監査を行っております。

監査役は、監査の結果について、適宜取締役との間で協議を行うなど経営の監視を間断なく進めております。

監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席しております。

(業務執行・監督のしくみ)



② 現状の体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の観点から、従来より、イ. 執行役員制度の導入により意思決定の迅速化を図る、ロ. 社外取締役、監査役が取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席し業務執行を監視・監督する、ハ. 内部監査部門と監査役との緊密な連携を図る、等により業務執行の監視・監督体制の強化を図り、ガバナンス体制の改善に努めてまいりました。

また、社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした定例の会合(月1回)を設置することにより、経営に対するモニタリング機能を強化し、ガバナンス体制の一層の向上を図っております。

③ その他企業統治に関する事項

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとしております。

イ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制（会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号ニ）

a 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。

b 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。

c 監理本部内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役及び監査役へ報告する。

d 社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。

e 当社の社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内での不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。

f 市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言している。

g 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

ロ 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

ハ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則100条1項2号、5号ロ）

a 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、当社の代表取締役にその管理状況を報告する。

b 情報漏えいリスクについては、「セキュリティーポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」等を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティ管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。

c システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティーポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を作成し、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。

d 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。

e 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。

f 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

- ニ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）
- a 当社は執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
 - b 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
 - c 当社及び子会社の取締役へのストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。
- ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）
当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。
- ヘ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）
当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。
- ト 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）
監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- チ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）
- a 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする、
 - b 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。
- リ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- a 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）
 - (i) 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
 - (ii) 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
 - (iii) 取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。
 - b 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）
当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
- ヌ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）
当社は、前項 a (i)、b の報告をした者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ル 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）
当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払う。
- ロ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）
- a 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
 - b 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
 - c 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しております。この基本方針に則り、組織的な対応を推進するための統括部署を定め、反社会的勢力関連情報の収集・管理の一元化を行うとともに、警察や弁護士など外部専門機関との連携も図っております。

また、規程やマニュアルの整備や研修実施等の態勢整備に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

④ 内部監査及び監査役監査

当社では、役職員一人ひとりが法令諸規則等を遵守し、適切な判断と行動ができるように、社内規程等の整備を図り、適法・適切な業務執行のための体制を整備するとともに、業務運営が法令諸規則や社内規程を遵守して適切に行われているか、業務を運営する上での様々なリスクに対するコントロールが適正に機能する体制となっているかを監督、検査、報告するため、内部監査を実施しております。

内部監査部門は、内部監査報告会等で定期的に内部監査の結果を監査役へ報告しており、また監査役に内部監査部門の各種会議に出席してもらう等、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努めております。

また、会計監査人との間でも、内部統制評価に関わる年度の監査計画の打ち合わせ、及びその後も間断なく意見交換を行い、緊密な連携を保ちながら監査を進めております。

内部監査に関わる人員は8名であります。

社外監査役2名を含む監査役(4名)は、監査の方針・計画、監査業務の分担等を立案し、内部監査部門、監査役相互の連携を図りながら、監査役監査規則に則って、取締役の業務執行の監査を行っております。

また、社外監査役を含む監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席しております。

さらに、会計監査人から会計監査の年度計画の説明を受け、その実施状況を適宜確認するほか、監査の立会いを交え、検証を行っております。また会計上重要と認められる事項については、会計監査人から直接説明を受けるなどの情報交換、連携を進めております。

監査の結果については、適宜取締役との間で協議を行う等、経営の監視を間断なく進めております。

また内部統制推進室は、これら監査に先立ち、財務報告に関係する部署が自らの業務を点検する「自己点検」を年1回以上実施することを推進し、財務報告に関する業務において内部統制の向上を図っております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社は、次の社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員として、株式会社東京証券取引所へ届出しております。

社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は、次のとおりであります。

社外取締役／ 社外監査役	氏名	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係
社外取締役	長谷川 明	<p>同氏は当社の株主、取引先である大和証券株式会社及び大和証券投資信託委託株式会社の業務執行に携わっておりました。</p> <p>当社は、当社が会員となっていない市場（札幌証券取引所）への売買注文を大和証券株式会社に取り次いでいますが、その取次ぎに係る同社への支払額は、ごく僅かです。</p> <p>大和証券投資信託委託株式会社は、当社株式を133,704株（議決権割合：0.20%）保有しています。当社は、大和証券投資信託委託株式会社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める割合は0.07%です。また、当社は大和証券投資信託委託株式会社が運用する投資信託を販売していますが、同社が運用する投資信託の残高（MRFを除く残高）に占める当社の割合は0.73%です。</p> <p>（取引実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、残高は平成29年3月31日時点）</p>

社外取締役／ 社外監査役	氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
社外取締役	今里 栄作	<p>同氏は当社の株主、取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行を傘下に持つ株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行に携わっておりました。</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社は当社株式を1,683,000株（議決権割合：2.53%）保有しています。当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社から株式及び債券の売買取引を受注しており、それらの手数料額が当社営業収益に占める割合は0.04%です。また当社は三菱UFJ信託銀行株式会社と株式事務代行委託契約等を締結しており、同契約に伴う支払額が当社販売費・一般管理費に占める割合は0.61%です。</p> <p>当社は三菱UFJ信託銀行株式会社より550百万円（当社の総資産に占める割合：0.62%）株式会社三菱東京UFJ銀行より800百万円（当社の総資産に占める割合：0.90%）を借り入れています。</p> <p>（取引実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、残高は平成29年3月31日時点）</p>
社外取締役	角田 明義	<p>同氏は当社の株主、取引先である大和証券株式会社及び大和証券投資信託委託株式会社の業務執行に携わっておりました。</p> <p>当社は、当社が会員となっていない市場（札幌証券取引所）への売買注文を大和証券株式会社に取り次いでいますが、その取次ぎに係る同社への支払額は、ごく僅かです。</p> <p>大和証券投資信託委託株式会社は、当社株式を133,704株（議決権割合：0.20%）保有しています。当社は、大和証券投資信託委託株式会社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める割合は0.07%です。また、当社は大和証券投資信託委託株式会社が運用する投資信託を販売していますが、同社が運用する投資信託の残高（MRFを除く残高）に占める当社の割合は0.73%です。</p> <p>（取引実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、残高は平成29年3月31日時点）</p>
社外監査役	慶野 淳	<p>同氏は当社の株主、取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社（旧三菱信託銀行株式会社）の業務執行に携わっておりました。</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社は当社株式を1,683,000株（議決権割合：2.53%）保有しています。当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社から株式及び債券の売買取引を受注しており、それらの手数料額が当社営業収益に占める割合は0.04%です。また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社と株式事務代行委託契約等を締結しており、同契約に伴う支払額が当社販売費・一般管理費に占める割合は0.61%です。当社は三菱UFJ信託銀行株式会社より550百万円（当社の総資産に占める割合：0.62%）を借り入れています。</p> <p>（取引実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、残高は平成29年3月31日時点）</p>
社外監査役	藤井 滋	<p>同氏は当社の筆頭株主、取引先である日本生命保険相互会社の業務執行に携わっておりました。</p> <p>日本生命保険相互会社は、当社株式を5,230,585株（議決権割合：7.88%）保有しています。当社は、日本生命保険相互会社から株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める割合は0.10%です。また、日本生命保険相互会社と当社との間には団体定期保険の契約があり、その保険料額が当社販売費・一般管理費に占める割合は0.25%です。当社は日本生命保険相互会社より500百万円（当社の総資産に占める割合：0.56%）を借り入れています。</p> <p>（取引実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、残高は平成29年3月31日時点）</p>

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任にあたっては、取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役は、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

取締役会以外にも経営会議、執行役員会、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に出席し、必要な発言を行っております。

また、一般株主との利益相反の生ずるおそれのない社外取締役として社外監査役2名とともに「独立役員」になっております。

なお、今里栄作氏は、平成28年6月21日付けで、当社取締役会の議長に加え、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員、取締役会の諮問機関である執行役員の報酬委員会委員長に就任しております。

社外取締役については、証券会社に長年勤務し証券業の実務・現場に精通するとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会の意思決定及び業務執行の監督等に貢献していただくため、また、社外監査役については、大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくために選任しております。

⑥ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	71	70	1	3
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	—	2
社外役員	54	54	—	6

(注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与15百万円は含まれておりません。

2 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額には、平成28年6月21日付で退任した取締役大西善一郎氏の報酬(平成27年4月1日から平成27年6月21日に係る額)が含まれております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で支給しております。

また、業績に対する取締役の労に報いるために取締役賞与を支給する場合、及び取締役の業績向上に対する意欲を一層高めるためにストックオプションを付与する場合には、上記の報酬とは別枠で、株主総会の承認を得ることとしております。

⑦ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 161銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 9,990百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	2,738,000	4,720	証券業の運営の円滑化
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,563,350	815	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
東京応化工業株式会社	204,800	576	取引関係の維持・強化
日本電波工業株式会社	651,300	496	取引関係の維持・強化
朝日印刷株式会社	136,000	296	取引関係の維持・強化
株式会社東陽テクニカ	226,800	261	取引関係の維持・強化
エーザイ株式会社	31,000	209	取引関係の維持・強化
株式会社ミツバ	88,000	153	取引関係の維持・強化
サンワテクノス株式会社	201,960	143	取引関係の維持・強化
日清食品ホールディングス 株式会社	24,000	126	取引関係の維持・強化
ヨネックス株式会社	26,000	115	取引関係の維持・強化
都築電気株式会社	192,000	87	取引関係の維持・強化
株式会社みちのく銀行	500,000	87	取引関係の維持・強化
ヤマトインターナショナル 株式会社	225,000	86	取引関係の維持・強化
日本証券金融株式会社	178,360	80	証券業の運営の円滑化
栗田工業株式会社	29,000	74	取引関係の維持・強化
株式会社日本製鋼所	174,000	61	取引関係の維持・強化
名古屋鉄道株式会社	106,000	55	取引関係の維持・強化
アフラック	7,200	51	取引関係の維持・強化
理想科学工業株式会社	25,200	43	取引関係の維持・強化
丸全昭和運輸株式会社	110,000	43	取引関係の維持・強化
古林紙工株式会社	257,000	42	取引関係の維持・強化
平和不動産株式会社	29,100	40	取引関係の維持・強化
株式会社第三銀行	264,000	39	取引関係の維持・強化
高砂香料工業株式会社	14,000	35	取引関係の維持・強化
株式会社有沢製作所	60,231	34	取引関係の維持・強化
株式会社ヤマタネ	220,000	34	取引関係の維持・強化
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	198,000	33	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
株式会社リョーサン	10,000	28	取引関係の維持・強化
株式会社東京TY フィナンシャルグループ	10,000	26	取引関係の維持・強化

(注) 都築電気株式会社、株式会社みちのく銀行、ヤマトインターナショナル株式会社、日本証券金融株式会社、栗田工業株式会社、株式会社日本製鋼所、名古屋鉄道株式会社、アフラック、理想科学工業株式会社、丸全昭和運輸株式会社、古林紙工株式会社、平和不動産株式会社、株式会社第三銀行、高砂香料工業株式会社、株式会社有沢製作所、株式会社ヤマタネ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社リョーサン及び株式会社東京TYフィナンシャルグループは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位30銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	2,738,000	4,339	証券業の運営の円滑化
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,563,350	1,093	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
東京応化工業株式会社	204,800	756	取引関係の維持・強化
日本電波工業株式会社	651,300	532	取引関係の維持・強化
朝日印刷株式会社	136,000	366	取引関係の維持・強化
株式会社東陽テクニカ	226,800	229	取引関係の維持・強化
サンワテクノ株式会社	201,960	227	取引関係の維持・強化
株式会社ミツバ	88,000	192	取引関係の維持・強化
エーザイ株式会社	31,000	178	取引関係の維持・強化
日清食品ホールディングス 株式会社	24,000	148	取引関係の維持・強化
都築電気株式会社	192,000	122	取引関係の維持・強化
日本証券金融株式会社	178,360	105	証券業の運営の円滑化
ヤマトインターナショナル 株式会社株式会社	225,000	93	取引関係の維持・強化
栗田工業株式会社	29,000	78	取引関係の維持・強化
ヨネックス株式会社	52,000	64	取引関係の維持・強化
株式会社日本製鋼所	34,800	62	取引関係の維持・強化
アフラック	7,200	57	取引関係の維持・強化
名古屋鉄道株式会社	106,000	53	取引関係の維持・強化
高砂香料工業株式会社	14,000	49	取引関係の維持・強化
理想科学工業株式会社	25,200	49	取引関係の維持・強化
丸全昭和運輸株式会社	110,000	48	取引関係の維持・強化
ジーエルサイエンス株式会社	44,000	48	取引関係の維持・強化
株式会社有沢製作所	60,231	47	取引関係の維持・強化
古林紙工株式会社	257,000	46	取引関係の維持・強化
平和不動産株式会社	29,100	45	取引関係の維持・強化
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	198,000	40	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
株式会社栗本鐵工所	15,300	33	取引関係の維持・強化
株式会社リョーサン	10,000	33	取引関係の維持・強化
株式会社ヤマタネ	22,000	33	取引関係の維持・強化
株式会社東京TY フィナンシャルグループ	10,000	33	取引関係の維持・強化

(注) ヤマトインターナショナル株式会社、栗田工業株式会社、ヨネックス株式会社、株式会社日本製鋼所、アフラック、名古屋鉄道株式会社、高砂香料工業株式会社、理想科学工業株式会社、丸全昭和運輸株式会社、ジーエルサイエンス株式会社、株式会社有沢製作所、古林紙工株式会社、平和不動産株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社栗本鐵工所、株式会社リョーサン、株式会社ヤマタネ及び株式会社東京TYフィナンシャルグループは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、上位30銘柄について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式以外の株式	205	263	5	14	158

⑧ 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)について業務を執行した公認会計士は松崎雅則氏、渡邊康一郎氏の2名であります。また、業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他の監査従事者1名となっております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来ることとした場合、その事項及びその理由

自己株式取得の取締役会への授権

機動的な資本政策を実現するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

取締役会決議による剰余金の配当(中間配当制度)

株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当制度)を導入し、中間配当基準日を毎年9月30日と定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う旨、及び取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件を変更した場合、その内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う旨を定款で定めております。これは株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	39	—	38	—
連結子会社	—	—	—	—
計	39	—	38	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査日数等を考慮し、適切な報酬額を決定しております。

7 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	委託手数料	6,157	0	128	—	6,285
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	92	64	—	—	156
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	26	5,853	—	5,880
	その他の受入手数料	44	2	4,744	24	4,816
	計	6,293	93	10,726	24	17,138
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	委託手数料	4,713	0	100	—	4,814
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	46	65	—	—	111
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	39	5,537	—	5,576
	その他の受入手数料	32	3	4,469	26	4,532
	計	4,792	108	10,108	26	15,035

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	0	—	0	0	—	0
債券等・その他のトレーディング損益	427	2	429	209	△6	202
債券等トレーディング損益	314	2	316	151	△6	144
その他のトレーディング損益	112	△0	112	57	△0	57
計	427	2	429	209	△6	202

(3) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	40,951	38,435
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	4,935	5,343
	金融商品取引責任準備金	207	168
	一般貸倒引当金	5	—
	計 (B)	5,148	5,512
控除資産	(C)	3,481	3,419
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C) (D)	42,618	40,528
リスク相当額	市場リスク相当額	1,577	1,625
	取引先リスク相当額	700	652
	基礎的リスク相当額	3,724	3,659
	計 (E)	6,002	5,937
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	710.0%	682.6%

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

① 有価証券の売買の状況(先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」という。)を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引等を除く)は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	1,982,233	263	1,982,496
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	1,542,565	241	1,542,806

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	16	316,525	316,541
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	9	130,444	130,453

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	100,984	274	101,258
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	105,520	639	106,160

ニ その他

期別	新株予約権証書(新株予約権証券を含む) (百万円)	外国新株予約権証券 (百万円)	コマーシャル・ペーパー (百万円)	外国証券(注) (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	0	—	—	—	181	182
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	—	—	—	—	117	117

(注)日本証券業協会の定める外国証券のうち、(イ)株式、(ロ)債券、(ハ)受益証券及び外国新株予約権証券を除くものであります。

(受託取引の状況)

上記のうち、受託取引の状況は次のとおりであります。

期別	新株予約権証書(新株予約権証券を含む) (百万円)	外国新株予約権証券 (百万円)	コマーシャル・ペーパー (百万円)	外国証券(注) (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	0	—	—	—	181	182
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	—	—	—	—	117	117

(注)日本証券業協会の定める外国証券のうち、(イ)株式、(ロ)債券、(ハ)受益証券及び外国新株予約権証券を除くものであります。

② 先物取引等の状況

該当事項はありません。

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	5,124	5,182	—	—	3	—	—
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	1,851	1,875	—	—	1	—	—

ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	21,245	—	—	21,911	—	—	—
	特殊債	—	—	—	2,600	—	—	—
	社債	2,230	—	—	2,230	—	—	—
	計	23,475	—	—	26,741	—	—	—
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	18,915	—	—	19,347	—	—	—
	特殊債	—	—	—	800	—	—	—
	社債	3,770	—	—	3,770	—	—	—
	計	22,685	—	—	23,917	—	—	—

ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	—	—	—	764,545	—	—	—
当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	—	—	—	670,037	—	—	—

ニ その他

該当事項はありません。

(6) その他の業務の状況

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は、次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株式(千株)	1,173,131	8,446	1,031,049	8,249
債券(百万円)	44,427	46,733	43,930	42,480
受益証券	単位型(百万口)	—	—	—
	追加型			
	株式(百万口)	710,719	13,668	708,733
	債券(百万口)	122,381	116,181	13,691

② 有価証券の貸借の媒介、取次又は代理業務

期別	顧客に斡旋した融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客に斡旋した貸株とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	株数(千株)	金額(百万円)
前事業年度(平成28年3月31日)	18,512	24,346	1,422	1,365
当事業年度(平成29年3月31日)	17,133	16,711	1,913	2,033

③ 公社債元利金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)	10,262
当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)	10,240

④ 証券投資信託受益証券の収益金・償還金及び一部解約金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)	777,357
当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)	668,686

(注) 外国証券投資信託の取扱額は上記の取扱額には含まれておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同団体の発行する会計専門書の定期購読を行っているほか、監査法人等が主催する研修会へも積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,369	25,753
預託金	19,722	25,090
顧客分別金信託	19,690	25,059
その他の預託金	31	31
トレーディング商品	922	544
商品有価証券等	※4 922	※4 544
デリバティブ取引	0	-
約定見返勘定	67	-
信用取引資産	18,933	17,830
信用取引貸付金	※3 18,512	※3 17,133
信用取引借証券担保金	420	696
立替金	60	8
募集等払込金	5,722	4,098
短期貸付金	2,802	0
未収収益	1,370	1,076
その他の有価証券	49	49
繰延税金資産	193	349
その他の流動資産	93	95
貸倒引当金	△3,088	-
流動資産計	70,219	74,897
固定資産		
有形固定資産	※1, ※2 2,609	※1, ※2 2,560
建物	924	845
器具備品	252	235
土地	1,433	1,479
無形固定資産	280	182
ソフトウェア	264	166
電話加入権	16	15
投資その他の資産	10,850	11,684
投資有価証券	※2 9,929	※2 10,339
長期貸付金	3	3
長期差入保証金	737	768
長期前払費用	12	22
退職給付に係る資産	-	382
その他	167	167
固定資産計	13,740	14,427
資産合計	83,960	89,324

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約見返勘定	-	7
信用取引負債	2,289	3,922
信用取引借入金	※2 923	※2 1,889
信用取引貸証券受入金	1,365	2,033
預り金	13,076	18,113
受入保証金	8,836	9,817
短期借入金	※2 3,200	※2 3,200
未払法人税等	323	347
繰延税金負債	-	0
賞与引当金	838	841
役員賞与引当金	20	-
その他の流動負債	818	797
流動負債計	29,401	37,046
固定負債		
繰延税金負債	2,464	2,690
退職給付に係る負債	543	827
長期未払金	137	137
その他の固定負債	144	138
固定負債計	3,290	3,795
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※5 207	※5 168
特別法上の準備金計	207	168
負債合計	32,899	41,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	281	299
利益剰余金	36,037	32,984
自己株式	△541	△516
株主資本合計	45,777	42,768
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,849	5,247
退職給付に係る調整累計額	327	177
その他の包括利益累計額合計	5,176	5,424
新株予約権	107	120
純資産合計	51,061	48,313
負債・純資産合計	83,960	89,324

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	17,138	15,035
委託手数料	6,285	4,814
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	156	111
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	5,880	5,576
その他の受入手数料	4,816	4,532
トレーディング損益	429	202
その他有価証券売買損益	2	-
金融収益	607	459
営業収益計	18,177	15,697
金融費用	102	126
純営業収益	18,075	15,571
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,544	1,435
人件費	※1 9,086	※1 8,855
不動産関係費	1,367	1,351
事務費	1,973	1,969
減価償却費	465	345
租税公課	149	205
その他	742	750
販売費・一般管理費計	15,328	14,913
営業利益	2,746	657
営業外収益	※2 374	※2 381
営業外費用	※3 4	※3 25
経常利益	3,116	1,012
特別利益		
投資有価証券売却益	134	87
金融商品取引責任準備金戻入	-	38
自己新株予約権消却益	4	13
固定資産売却益	-	※4 0
事業譲渡益	11	-
特別利益計	150	140
特別損失		
減損損失	※6 45	※6 45
投資有価証券売却損	-	9
固定資産売却損	※5 21	※5 0
金融商品取引責任準備金繰入れ	38	-
特別損失計	104	54
税金等調整前当期純利益	3,162	1,098
法人税、住民税及び事業税	897	481
法人税等調整額	△482	△180
法人税等合計	415	301
当期純利益	2,746	797
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,746	797

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	2,746	797
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△839	398
退職給付に係る調整額	△332	△150
その他の包括利益合計	※1 △1,171	※1 248
包括利益	1,575	1,045
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,575	1,045
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	218	38,919	△631	48,506
当期変動額					
剰余金の配当			△5,629		△5,629
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,746		2,746
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		62		91	154
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	62	△2,882	90	△2,729
当期末残高	10,000	281	36,037	△541	45,777

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,688	659	6,347	110	54,964
当期変動額					
剰余金の配当					△5,629
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,746
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					154
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△839	△332	△1,171	△3	△1,174
当期変動額合計	△839	△332	△1,171	△3	△3,903
当期末残高	4,849	327	5,176	107	51,061

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	281	36,037	△541	45,777
当期変動額					
剰余金の配当			△3,850		△3,850
親会社株主に帰属する 当期純利益			797		797
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		18		26	44
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	18	△3,052	25	△3,008
当期末残高	10,000	299	32,984	△516	42,768

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,849	327	5,176	107	51,061
当期変動額					
剰余金の配当					△3,850
親会社株主に帰属する 当期純利益					797
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	398	△150	248	13	261
当期変動額合計	398	△150	248	13	△2,747
当期末残高	5,247	177	5,424	120	48,313

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,162	1,098
減価償却費	465	345
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7	△3,088
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	-	△96
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△175	△63
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△164	3
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5	△20
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	38	△38
減損損失	45	45
投資有価証券評価損益 (△は益)	△2	△2
固定資産売却損益 (△は益)	21	△0
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△137	△78
受取利息及び受取配当金	△886	△736
支払利息	102	126
事業譲渡益	△11	-
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	4,376	△5,368
貸付金の増減額 (△は増加)	27	2,802
立替金及び預り金の増減額	△6,225	5,089
トレーディング商品の増減額	74	452
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	1,464	2,737
受入保証金の増減額 (△は減少)	△1,648	980
募集等払込金の増減額 (△は増加)	△500	1,624
その他	32	62
小計	47	5,873
利息及び配当金の受取額	877	1,042
利息の支払額	△105	△123
法人税等の支払額	△1,852	△493
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,034	6,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	246	227
有形及び無形固定資産の取得による支出	△415	△297
有形固定資産の売却による収入	17	5
事業譲渡による収入	11	-
その他	△7	△18
投資活動によるキャッシュ・フロー	△148	△84
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	116	35
配当金の支払額	△5,604	△3,856
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,489	△3,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	△49	△8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,721	2,383
現金及び現金同等物の期首残高	30,091	23,369
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,369	※1 25,753

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

丸三ファイナンス株式会社

丸三エンジニアリング株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

② トレーディングの目的と範囲

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10年～39年、器具備品3年～15年であります。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物	1,910百万円	2,011百万円
器具備品	974	972
計	2,885	2,984

※2 担保に供している資産

前連結会計年度(平成28年3月31日)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,200	577	3,970	4,547
金融機関借入金	3,100	577	3,970	4,547
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	923	—	—	—
計	4,123	577	3,970	4,547

(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。

2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券526百万円及び信用取引の自己融資見返り株券148百万円を差し入れております。また、日本証券クリアリング機構への清算基金等として、信用取引の自己融資見返り株券510百万円を差し入れております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,200	566	4,711	5,277
金融機関借入金	3,100	566	4,711	5,277
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	1,889	—	—	—
計	5,089	566	4,711	5,277

(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。

2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券982百万円及び信用取引の自己融資見返り株券145百万円を差し入れております。また、日本証券クリアリング機構への清算基金等として、信用取引の自己融資見返り株券310百万円を差し入れております。

※3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額

前連結会計年度は35,222百万円であり、当連結会計年度は36,123百万円であります。

※4 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(資産)		
株式	一百万円	24百万円
債券	922	520
計	922	544

※5 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項

(連結損益計算書関係)

※1 人件費の中に含まれている賞与引当金繰入額及び役員賞与引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賞与引当金繰入額	838百万円	841百万円
役員賞与引当金繰入額	20	—

※2 営業外収益のうち主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資有価証券配当金	279百万円	276百万円
団体保険配当金等	40	46

※3 営業外費用のうち主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
源泉税徴収差額	—百万円	18百万円
過年度配当金支払	0	2

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
土地	—百万円	0百万円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	13百万円	0百万円
器具備品	4	0
土地	3	—

※6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	資産の種類	金額(百万円)
千葉県野田市	遊休資産	土地	45
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0
合 計			45

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額45百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額又は路線価等による時価を適用しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	資産の種類	金額(百万円)
東京都世田谷区 東京都練馬区 神奈川県横浜市港北区	営業店舗	建物	20
		器具備品	23
		その他	1
		小計	45
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0
長野県上水内郡	遊休資産	土地	0
合 計			45

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の営業店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額45百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため、0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△1,274百万円	643百万円
組替調整額	△108	△81
税効果調整前	△1,382	561
税効果額	543	△163
その他有価証券評価差額金	△839	398
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△179	76
組替調整額	△153	△138
税効果調整前	△332	△62
税効果額	—	△87
退職給付に係る調整額	△332	△150
その他の包括利益合計	△1,171	248

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,189,286	1,182	172,744	1,017,724

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,182株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使に対する割当による減少 172,600株

単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 144株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	8
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	10
	平成20年ストックオプションとしての新株予約権	10
	平成21年ストックオプションとしての新株予約権	4
	平成22年ストックオプションとしての新株予約権	2
	平成23年ストックオプションとしての新株予約権	0
	平成24年ストックオプションとしての新株予約権	1
	平成25年ストックオプションとしての新株予約権	23
	平成26年ストックオプションとしての新株予約権	32
	平成27年ストックオプションとしての新株予約権	13
合 計		107

(注) 平成26年新株予約権及び平成27年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,634	70	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年9月15日 取締役会	普通株式	994	15	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,650	55	平成28年3月31日	平成28年6月22日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,017,724	891	49,182	969,433

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 891株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使に対する割当による減少 49,000株

単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 182株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	10
	平成20年ストックオプションとしての新株予約権	8
	平成21年ストックオプションとしての新株予約権	4
	平成22年ストックオプションとしての新株予約権	1
	平成23年ストックオプションとしての新株予約権	0
	平成24年ストックオプションとしての新株予約権	0
	平成25年ストックオプションとしての新株予約権	18
	平成26年ストックオプションとしての新株予約権	33
	平成27年ストックオプションとしての新株予約権	26
	平成28年ストックオプションとしての新株予約権	15
合 計		120

(注) 平成27年新株予約権及び平成28年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,650	55	平成28年3月31日	平成28年6月22日
平成28年9月15日 取締役会	普通株式	199	3	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,122	47	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金・預金	23,369百万円	25,753百万円
現金及び現金同等物	23,369	25,753

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内(市場リスク枠)に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	23,369	23,369	—
(2) 顧客分別金信託	19,690	19,690	—
(3) 信用取引貸付金	18,512	18,512	—
(4) 募集等払込金	5,722	5,722	—
(5) 未収収益	1,370		
貸倒引当金(※1)	△290		
	1,080	1,080	—
(6) 投資有価証券			
満期保有目的債券以外の有価証券	9,578	9,578	—
資産計	77,954	77,954	—
(1) 信用取引借入金	923	923	—
(2) 信用取引貸証券受入金	1,365	1,365	—
(3) 預り金	13,076	13,076	—
(4) 受入保証金	8,836	8,836	—
(5) 短期借入金	3,200	3,200	—
負債計	27,402	27,402	—
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	25,753	25,753	—
(2) 顧客分別金信託	25,059	25,059	—
(3) 信用取引貸付金	17,133	17,133	—
(4) 募集等払込金	4,098	4,098	—
(5) 未収収益	1,076	1,076	—
(6) 投資有価証券			
満期保有目的債券以外の有価証券	9,992	9,992	—
資産計	83,113	83,113	—
(1) 信用取引借入金	1,889	1,889	—
(2) 信用取引貸証券受入金	2,033	2,033	—
(3) 預り金	18,113	18,113	—
(4) 受入保証金	9,817	9,817	—
(5) 短期借入金	3,200	3,200	—
負債計	35,053	35,053	—
デリバティブ取引(※1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 募集等払込金

募集等払込金の時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格又は日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金及び(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
① 非上場株式 (※1)	340	339
② 投資事業組合 (※2)	59	56
合計	399	396

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内(百万円)
現金・預金	23,369
顧客分別金信託	19,690
信用取引貸付金	18,512
募集等払込金	5,722
未収収益	1,370

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内(百万円)
現金・預金	25,753
顧客分別金信託	25,059
信用取引貸付金	17,133
募集等払込金	4,098
未収収益	1,076

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内(百万円)
短期借入金	3,200

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内(百万円)
短期借入金	3,200

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券(商品有価証券等)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	2百万円	△6百万円

2 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	9,284	2,383	6,900
小計	9,284	2,383	6,900
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	294	338	△43
小計	294	338	△43
合計	9,578	2,722	6,856

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	9,944	2,515	7,429
小計	9,944	2,515	7,429
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	48	58	△9
小計	48	58	△9
合計	9,992	2,573	7,419

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	254	137	—

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	227	87	9

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	79	—	△0	△0
	豪ドル	59	—	△0	△0
	メキシコペソ	35	—	△0	△0
	ユーロ	3	—	△0	△0
	買建				
	米ドル	79	—	0	0
	豪ドル	59	—	0	0
	メキシコペソ	35	—	0	0
ユーロ	3	—	0	0	
	合計	358	—	0	0

(注) みなし決済損益を時価として記載しております。
時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	豪ドル	11	—	△0	△0
	メキシコペソ	8	—	△0	△0
	米ドル	3	—	△0	△0
	買建				
	豪ドル	11	—	0	0
	メキシコペソ	8	—	0	0
	米ドル	3	—	0	0
	合計	46	—	—	—

(注) みなし決済損益を時価として記載しております。
時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。また、退職一時金制度（非積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,740 百万円	5,019 百万円
勤務費用	356	385
利息費用	31	4
数理計算上の差異の発生額	190	16
退職給付の支払額	△298	△303
退職給付債務の期末残高	5,019	5,122

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	4,354 百万円	4,476 百万円
数理計算上の差異の発生額	10	92
事業主からの拠出額	372	381
退職給付の支払額	△262	△273
年金資産の期末残高	4,476	4,676

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,222 百万円	4,294 百万円
年金資産	△4,476	△4,676
	△253	△382
非積立型制度の退職給付債務	797	827
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	543	445
退職給付に係る負債	543 百万円	827 百万円
退職給付に係る資産	—	△382
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	543	445

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	356 百万円	385 百万円
利息費用	31	4
数理計算上の差異の費用処理額	△153	△138
確定給付制度に係る退職給付費用	234	251

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
数理計算上の差異	△332 百万円	△62 百万円
合計	△332	△62

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	327 百万円	264 百万円
合計	327	264

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期資金	78%	71%
債券	22%	17%
株式	—%	12%
その他	0%	0%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

①主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割引率	0.1%	0.3%
長期期待運用収益率	0.0%	0.0%

②その他

当社は数理計算上の計算基礎として、前連結会計年度は平成27年4月1日を基準日として算定した年齢別昇給指数を、当連結会計年度は平成28年4月1日を基準日として算定した年齢別昇給指数をそれぞれ使用しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費・一般管理費	40百万円	36百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
特別利益	4百万円	13百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 108名
株式の種類及び付与数	普通株式 124,000株
付与日	平成18年7月18日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
対象勤務期間	平成18年7月18日～平成20年6月27日
権利行使期間	平成20年6月28日～平成28年6月27日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 131名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,000株
付与日	平成19年8月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成19年8月1日～平成21年7月13日
権利行使期間	平成21年7月14日～平成29年7月13日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 172名
株式の種類及び付与数	普通株式 283,000株
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成20年8月12日～平成22年7月28日
権利行使期間	平成22年7月29日～平成30年7月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 158名
株式の種類及び付与数	普通株式 334,000株
付与日	平成21年7月31日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成21年7月31日～平成23年7月15日
権利行使期間	平成23年7月16日～平成31年7月15日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年7月14日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 150名
株式の種類及び付与数	普通株式 313,000株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成22年7月30日～平成24年7月14日
権利行使期間	平成24年7月15日～平成32年7月14日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 131名
株式の種類及び付与数	普通株式 290,000株
付与日	平成23年8月3日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成23年8月3日～平成25年7月15日
権利行使期間	平成25年7月16日～平成33年7月15日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成24年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 137名
株式の種類及び付与数	普通株式 341,000株
付与日	平成24年8月2日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成24年8月2日～平成26年7月17日
権利行使期間	平成26年7月18日～平成34年7月17日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成25年7月16日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 140名
株式の種類及び付与数	普通株式 268,000株
付与日	平成25年8月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成25年8月1日～平成27年7月16日
権利行使期間	平成27年7月17日～平成35年7月16日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成26年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 129名
株式の種類及び付与数	普通株式 297,000株
付与日	平成26年7月31日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成26年7月31日～平成28年7月15日
権利行使期間	平成28年7月16日～平成36年7月15日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成27年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 126名
株式の種類及び付与数	普通株式 93,000株
付与日	平成27年7月31日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成27年7月31日～平成29年7月15日
権利行使期間	平成29年7月16日～平成37年7月15日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成28年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 144名
株式の種類及び付与数	普通株式 247,000株
付与日	平成28年8月3日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成28年8月3日～平成30年7月15日
権利行使期間	平成30年7月16日～平成38年7月15日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	20,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	20,000
未行使残	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	26,500
権利確定	—
権利行使	—
失効	1,000
未行使残	25,500

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	41,000
権利確定	—
権利行使	5,000
失効	—
未行使残	36,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年7月15日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	19,000
権利確定	—
権利行使	1,000
失効	—
未行使残	18,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年 7 月14日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	15,000
権利確定	—
権利行使	6,000
失効	—
未行使残	9,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成23年 7 月15日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	8,000
権利確定	—
権利行使	2,000
失効	—
未行使残	6,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成24年 7 月17日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	14,000
権利確定	—
権利行使	2,000
失効	—
未行使残	12,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成25年 7 月16日
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	94,000
権利確定	—
権利行使	21,000
失効	—
未行使残	73,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成26年 7 月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	266, 500
付与	—
失効	—
権利確定	266, 500
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	266, 500
権利行使	12, 000
失効	15, 000
未行使残	239, 500

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成27年 7 月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	92, 500
付与	—
失効	12, 000
権利確定	—
未確定残	80, 500

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成28年 7 月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	242, 000
失効	5, 000
権利確定	—
未確定残	237, 000

② 単価情報

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円)	1,699
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	426

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7 月13日
権利行使価格(円)	1,387
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	395

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年 7 月28日
権利行使価格(円)	699
行使時平均株価(円)	954
付与日における公正な評価単価(円)	244

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年 7 月15日
権利行使価格(円)	654
行使時平均株価(円)	951
付与日における公正な評価単価(円)	260

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年 7 月14日
権利行使価格(円)	564
行使時平均株価(円)	990
付与日における公正な評価単価(円)	146

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成23年 7 月15日
権利行使価格(円)	360
行使時平均株価(円)	927
付与日における公正な評価単価(円)	120

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成24年 7 月17日
権利行使価格(円)	279
行使時平均株価(円)	910
付与日における公正な評価単価(円)	79

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成25年 7月16日
権利行使価格(円)	765
行使時平均株価(円)	937
付与日における公正な評価単価(円)	249

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成26年 7月15日
権利行使価格(円)	840
行使時平均株価(円)	996
付与日における公正な評価単価(円)	141

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成27年 7月15日
権利行使価格(円)	1,387
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	382

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成28年 7月15日
権利行使価格(円)	914
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	194

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	42.6%
予想残存期間	(注) 2	6年
予想配当	(注) 3	30円/株
無リスク利率	(注) 4	△0.159%

(注) 1. 6年間（平成22年8月から平成28年8月まで）の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成28年3月期の配当実績（特別配当を除く）によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、将来の失効は見込んでおりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
流動資産		
賞与引当金	258百万円	259百万円
未払費用	98	97
未払事業税	31	33
繰延税金資産小計	388	391
繰延税金負債（流動）との相殺	△195	△41
評価性引当額	△0	△0
計	193	349
固定資産		
有価証券評価減	609百万円	585百万円
退職給付に係る負債	171	258
固定資産評価減	143	130
金融商品取引責任準備金	63	51
繰越欠損金	20	17
その他	241	219
繰延税金資産小計	1,250	1,263
評価性引当額	△1,250	△1,263
計	—	—
繰延税金資産合計	193	349
(繰延税金負債)		
流動負債		
固定資産圧縮積立金	55百万円	41百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	139	—
その他	—	0
繰延税金負債小計	195	42
繰延税金資産（流動）との相殺	△195	△41
計	—	0
固定負債		
その他有価証券評価差額金	2,011百万円	2,174百万円
固定資産圧縮積立金	453	399
退職給付に係る資産	—	117
計	2,464	2,690
繰延税金負債合計	2,464	2,691

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66%	3.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.51%	△1.55%
住民税均等割	1.01%	3.13%
評価性引当額の増減	△19.93%	△8.61%
所得拡大促進税制	△2.09%	—
税率変更による期末繰延税金負債の減額調整	△0.83%	—
その他	0.77%	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.14%	27.41%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	767.60円	725.49円
1株当たり当期純利益金額	41.44円	12.01円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	41.31円	12.00円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,746	797
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,746	797
普通株式の期中平均株式数(株)	66,278,627	66,393,412
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	214,518	72,803
(うち新株予約権(株))	(214,518)	(72,803)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3種類 (株式数 139,000株) なお、その概要は「第4提出 会社の状況、1 株式等 の状況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	新株予約権 4種類 (株式数 343,000株) なお、その概要は「第4提出 会社の状況、1 株式等 の状況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	51,061	48,313
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	107	120
(うち新株予約権(百万円))	(107)	(120)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	50,953	48,193
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	66,380,538	66,428,829

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,200	3,200	1.45	—
其他有利子負債 信用取引借入金(1年内返済)	923	1,889	0.60	—
合 計	4,123	5,089	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	3,880	7,542	11,553	15,697
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	334	295	699	1,098
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	261	268	531	797
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	3.94	4.05	8.01	12.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	3.94	0.10	3.97	4.00

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,364	25,748
預託金	19,722	25,090
顧客分別金信託	19,690	25,059
その他の預託金	31	31
トレーディング商品	922	544
商品有価証券等	※3 922	※3 544
デリバティブ取引	0	-
約定見返勘定	67	-
信用取引資産	18,933	17,830
信用取引貸付金	※2 18,512	※2 17,133
信用取引借証券担保金	420	696
立替金	60	8
募集等払込金	5,722	4,098
短期貸付金	10	0
未収収益	1,080	1,076
繰延税金資産	192	349
その他の流動資産	93	94
貸倒引当金	△5	-
流動資産計	70,164	74,841
固定資産		
有形固定資産	※1 1,487	※1 1,436
建物	647	566
器具備品	252	235
土地	587	633
無形固定資産	280	182
ソフトウェア	264	166
電話加入権	16	15
投資その他の資産	11,559	12,102
投資有価証券	※1 9,896	※1 10,301
関係会社株式	636	636
出資金	10	10
長期貸付金	3	3
長期差入保証金	844	874
長期前払費用	12	22
前払年金費用	-	96
その他	156	156
固定資産計	13,327	13,721
資産合計	83,492	88,563

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約見返勘定	-	7
信用取引負債	2,289	3,922
信用取引借入金	※1 923	※1 1,889
信用取引貸証券受入金	1,365	2,033
預り金	13,076	18,113
受入保証金	8,836	9,817
短期借入金	※1 4,215	※1 4,240
未払金	526	495
未払費用	281	293
未払法人税等	319	346
賞与引当金	838	841
役員賞与引当金	20	-
その他の流動負債	1	1
流動負債計	30,405	38,079
固定負債		
繰延税金負債	2,221	2,360
退職給付引当金	869	805
長期未払金	123	123
その他の固定負債	127	123
固定負債計	3,342	3,413
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※4 207	※4 168
特別法上の準備金計	207	168
負債合計	33,954	41,662
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	281	299
資本剰余金合計	281	299
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	623	477
固定資産圧縮特別勘定積立金	313	-
別途積立金	27,270	27,270
繰越利益剰余金	4,154	1,526
利益剰余金合計	34,862	31,773
自己株式	△541	△516
株主資本合計	44,602	41,557
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,827	5,222
評価・換算差額等合計	4,827	5,222
新株予約権	107	120
純資産合計	49,537	46,901
負債・純資産合計	83,492	88,563

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	17,138	15,035
委託手数料	6,285	4,814
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	156	111
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	5,880	5,576
その他の受入手数料	4,816	4,532
トレーディング損益	※1 429	※1 202
金融収益	※2 606	※2 459
営業収益計	18,174	15,697
金融費用	※3 108	※3 132
純営業収益	18,066	15,564
販売費・一般管理費		
取引関係費	※4 1,526	※4 1,418
人件費	※5 9,049	※5 8,821
不動産関係費	※6 1,465	※6 1,446
事務費	※7 2,009	※7 2,006
減価償却費	440	319
租税公課	※8 137	※8 193
その他	※9 736	※9 743
販売費・一般管理費計	15,365	14,949
営業利益	2,701	615
営業外収益	※10 366	※10 386
営業外費用	※11 4	※11 25
経常利益	3,062	975
特別利益		
投資有価証券売却益	134	87
金融商品取引責任準備金戻入	-	38
自己新株予約権消却益	4	13
固定資産売却益	-	※12 0
特別利益計	139	140
特別損失		
減損損失	45	45
投資有価証券売却損	-	9
固定資産売却損	※13 21	※13 0
金融商品取引責任準備金繰入れ	38	-
特別損失計	104	54
税引前当期純利益	3,097	1,061
法人税、住民税及び事業税	889	478
法人税等調整額	△474	△179
法人税等合計	415	299
当期純利益	2,682	761

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	218	218	2,372	439	608	27,270	7,117	37,809
当期変動額									
剰余金の配当				127				△5,756	△5,629
当期純利益								2,682	2,682
固定資産圧縮積立金の積立					316			△316	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△132			132	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						6		△6	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩						△302		302	—
自己株式の取得									
自己株式の処分		62	62						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	62	62	127	184	△295	—	△2,963	△2,946
当期末残高	10,000	281	281	2,500	623	313	27,270	4,154	34,862

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△631	47,395	5,669	5,669	110	53,176
当期変動額						
剰余金の配当		△5,629				△5,629
当期純利益		2,682				2,682
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	91	154				154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△842	△842	△3	△845
当期変動額合計	90	△2,793	△842	△842	△3	△3,639
当期末残高	△541	44,602	4,827	4,827	107	49,537

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	固定資産圧 縮特別勘定 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000	281	281	2,500	623	313	27,270	4,154	34,862
当期変動額									
剰余金の配当								△3,850	△3,850
当期純利益								761	761
固定資産圧縮積立金の 積立					0			△0	—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△146			146	—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩						△313		313	—
自己株式の取得									
自己株式の処分		18	18						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	18	18	—	△146	△313	—	△2,628	△3,088
当期末残高	10,000	299	299	2,500	477	—	27,270	1,526	31,773

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△541	44,602	4,827	4,827	107	49,537
当期変動額						
剰余金の配当		△3,850				△3,850
当期純利益		761				761
固定資産圧縮積立金の 積立		—				—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—				—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	26	44				44
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			394	394	13	407
当期変動額合計	25	△3,044	394	394	13	△2,636
当期末残高	△516	41,557	5,222	5,222	120	46,901

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディングの目的と範囲

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10年～39年、器具備品3年～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金及び準備金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額は、連結財務諸表においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一方、財務諸表において当該未処理額は、上記「4(4)退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結財務諸表における方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産

前事業年度(平成28年3月31日)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,200	451	3,970	4,421
金融機関借入金	3,100	451	3,970	4,421
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	923	—	—	—
計	4,123	451	3,970	4,421

(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。

2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券526百万円及び信用取引の自己融資見返り株券148百万円を差し入れております。また、日本証券クリアリング機構への清算基金等として、信用取引の自己融資見返り株券510百万円を差し入れております。

当事業年度(平成29年3月31日)

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,200	447	4,711	5,159
金融機関借入金	3,100	447	4,711	5,159
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	1,889	—	—	—
計	5,089	447	4,711	5,159

(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。

2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券982百万円及び信用取引の自己融資見返り株券145百万円を差し入れております。また、日本証券クリアリング機構への清算基金等として、信用取引の自己融資見返り株券310百万円を差し入れております。

※2 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額

前事業年度は35,222百万円であり、当事業年度は36,123百万円であります。

※3 資産に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(資産)		
株式	—	24
債券	922	520
計	922	544

※4 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項

(損益計算書関係)

※1 トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	0	—	0	0	—	0
債券等・その他の トレーディング損益	427	2	429	209	△6	202
債券等トレーディング損益	314	2	316	151	△6	144
その他のトレーディング損益	112	△0	112	57	△0	57
計	427	2	429	209	△6	202

※2 金融収益の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
信用取引収益	559百万円	428百万円
受取利息	39	27
受取債券利子	7	3
計	606	459

※3 金融費用の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
信用取引費用	49百万円	72百万円
支払利息	53	52
その他	5	7
計	108	132

※4 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
通信・運送費	704百万円	661百万円
支払手数料	223	175
広告宣伝費	167	167
取引所・協会費	177	154
旅費・交通費	153	154
交際費	99	105
計	1,526	1,418

※5 人件費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬・従業員給料	5,905百万円	5,783百万円
福利厚生費	1,152	1,142
賞与引当金繰入額	838	841
その他の報酬・給料	630	606
退職給付費用	234	250
歩合外務員報酬	261	198
役員賞与引当金繰入額	20	—
その他	8	—
計	9,049	8,821

※6 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
不動産費	1,280百万円	1,276百万円
器具備品費	184	170
計	1,465	1,446

※7 事務費の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
事務委託費	1,849百万円	1,854百万円
事務用品費	159	151
計	2,009	2,006

※8 租税公課の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
事業税	97百万円	155百万円
固定資産税	19	18
事業所税	13	13
印紙税	1	1
その他	5	5
計	137	193

※9 「その他」の内訳

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
調査費	380百万円	372百万円
採用関係費	101	108
教育研修費	88	95
水道光熱費	65	62
図書新聞費	25	25
その他	73	79
計	736	743

※10 営業外収益のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資有価証券配当金	272百万円	275百万円
団体保険配当金等	40	46
地代家賃	35	38

※11 営業外費用のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
源泉税徴収差額	一百万円	18百万円
過年度配当金支払	0	2

※12 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
土地	一百万円	0百万円

※13 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	13百万円	0百万円
器具備品	4	0
土地	3	—

(有価証券関係)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	636	636

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、貸借対照表計上額を記載しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
流動資産		
賞与引当金	258百万円	259百万円
未払費用	98	97
未払事業税	31	33
繰延税金資産小計	387	391
繰延税金負債(流動)との相殺	△195	△41
計	192	349
固定資産		
有価証券評価減	427百万円	404百万円
退職給付引当金	271	251
固定資産評価減	143	130
金融商品取引責任準備金	63	51
その他	238	224
繰延税金資産小計	1,144	1,062
評価性引当額	△1,144	△1,062
計	—	—
繰延税金資産合計	192	349
(繰延税金負債)		
流動負債		
固定資産圧縮積立金	55百万円	41百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	139	—
繰延税金負債小計	195	41
繰延税金資産(流動)との相殺	△195	△41
計	—	—
固定負債		
その他有価証券評価差額金	2,000百万円	2,161百万円
固定資産圧縮積立金	221	169
前払年金費用	—	29
計	2,221	2,360
繰延税金負債合計	2,221	2,360

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.69%	3.78%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.51%	△1.59%
住民税均等割	1.02%	3.20%
評価性引当額の増減	△19.80%	△7.82%
所得拡大促進税制	△2.13%	—
その他	0.08%	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.41%	28.24%

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	744.64円	704.22円
1株当たり当期純利益金額	40.47円	11.47円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	40.34円	11.46円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,682	761
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,682	761
普通株式の期中平均株式数(株)	66,278,627	66,393,412
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	214,518	72,803
(うち新株予約権)(株)	(214,518)	(72,803)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3種類 (株式数 139,000株) なお、その概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 4種類 (株式数 343,000株) なお、その概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	49,537	46,901
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	107	120
(うち新株予約権(百万円))	(107)	(120)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	49,429	46,780
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	66,380,538	66,428,829

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(商品有価証券(売買目的有価証券))		
国内株式(1銘柄)	32,600	24
小計	32,600	24
(投資有価証券(その他有価証券))		
株式会社日本取引所グループ	2,738,000	4,339
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,563,350	1,093
東京応化工業株式会社	204,800	756
日本電波工業株式会社	651,300	532
朝日印刷株式会社	136,000	366
株式会社東陽テクニカ	226,800	229
サンワテクノス株式会社	201,960	227
株式会社ミツバ	88,000	192
立花証券株式会社	126,445	189
株式会社フジミインコーポレーテッド	80,000	178
エーザイ株式会社	31,000	178
日清食品ホールディングス株式会社	24,000	148
都築電気株式会社	192,000	122
日本証券金融株式会社	178,360	105
その他(149銘柄)	2,345,239	1,593
小計	8,787,254	10,254
計	8,819,854	10,278

【債券】

銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(商品有価証券(売買目的有価証券))		
国債(61銘柄)	100	104
地方債(38銘柄)	106	106
特殊債(34銘柄)	89	89
社債(29銘柄)	215	220
計	511	520

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券(其他有価証券))		
投資事業組合出資(3銘柄)	—	47
計	—	47

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形 固定 資産	建物	1,664	15	21 (20)	1,658	1,092	76	566
	器具備品	1,226	99	118 (23)	1,207	971	92	235
	土地	587	51	4 (0)	633	—	—	633
	計	3,478	167	144 (43)	3,500	2,064	169	1,436
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,170	45	52 (0)	1,163	997	142	166
	電話加入権	19	—	0 (0)	19	3	0	15
	計	1,190	45	52 (0)	1,182	1,000	143	182
長期前払費用		21	18	9 (0)	30	7	7	22

(注) 当期減少額のうち()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注) 1	5	—	—	5	—
賞与引当金	838	841	838	—	841
役員賞与引当金	20	—	20	—	—
金融商品取引責任準備金 (注) 2	207	—	1	36	168

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、必要計上額の洗替に伴うものであります。

2 金融商品取引責任準備金の「当期減少額(その他)」は、必要計上額の洗替に伴うものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 買取・売渡手数料	(注) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子開示により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。なお、電子公告は当社のホームページにも記載しております。そのアドレスは次のとおりです。 http://www.marusan-sec.co.jp/
株主に対する特典	期末の株主名簿に記載された1,000株以上所有株主に対し、新潟県魚沼産コシヒカリ(新米)を一律3kg贈呈。(発送時期は10月中旬以降)100株以上1,000株未満所有株主に対し、海苔詰合せ(1,000円相当)贈呈。(発送時期は10月中旬以降)

(注) 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年6月27日 法律第75号)に基づき、単元未満株式の買取り・売渡しを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている当社株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第96期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

第96期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第97期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月12日関東財務局長に提出

第97期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出

第97期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

平成28年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権発行に係る取締役会決議)の規定に基づく
臨時報告書

平成28年7月19日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)平成28年7月19日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書)

平成28年8月4日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月22日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸三証券株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、丸三証券株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月22日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。